

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

第34回理事会議事次第（案）

日時：令和6年3月29日（金）14:00-17:00

場所：沖縄県庁9階第4会議室

WEB会議併用

※理事会開会前に、アラムコ・アジア・ジャパン茨田氏、石井氏から理事との会談希望がありますので、冒頭15～30分程度を会談の時間とし、会談後より理事会を開催します。

1 開 会

出席者数の確認、議事録署名人の選出

2 議 事

（1）事務局からの報告

①サウジアラムコサンゴ養殖移植助成事業の増額変更に係る経緯について（資料1）

（2）アラムコ・アジア・ジャパン社寄付金の支出計画について（資料2）

（3）令和6年度の事業計画（案）について（資料3）

①事務委託について（資料4）

（4）令和6年度助成事業の実施について（資料5）

①サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援事業

②ジュニアサンゴレンジャー助成事業

（5）寄付金等細則の改正について（資料6）

（6）役員選挙の実施について（資料7）

（7）その他

サウジアラムコサンゴ養殖移植助成事業の増額変更に係る経緯について

(以下は 2024 年 2 月 26 日付けメーリングリスト理事会審議における説明資料と同一の内容です。)

<審議依頼> 「サンゴ養殖移植助成事業」の事業予算増額要望について

理事会各位

現在、アラムコ基金にて実施している「サンゴ養殖移植助成事業（活動期間：2022 年 4 月から 2025 年 3 月まで）は、OCVB（沖縄観光コンベンションビューロー）と久米島漁協のそれぞれに総額 500 万円の助成を決定し、現在は 2 年目の活動をおこなっている。

この助成事業では、両団体に対し、2022 年度中に支出した事業経費を年度末に部分払い(3,889,052 円)をおこない、2023 年度末に予定している部分払いと 2024 年度末の精算払いで残りの 6,110,948 円を支払う予定としていた。

両団体より、事業を実施していく中で、移植事業を実施するためのさまざまな物価の高騰や実施報告に関わる人件費などの当初予定していなかった支出が必要となったこと、また、より多くのサンゴ移植をとのアラムコ側の要望が寄せられ、両団体の実施体制も整ったこと、などの理由から助成金の増額要望が提出された。

特に久米島漁協からの増額要望の金額は大きく、サンゴ養殖移植助成事業以外の当協議会事業に支出する予定のアラムコ基金の内訳に影響することから、理事会の皆様には、（１）「サンゴ養殖移植助成事業」の事業予算増額要望の可否、（２）予算増額に伴うアラムコからの寄付金の支出計画の変更、の 2 点について審議をお願いしたい。

1. 久米島漁協と OCVB からの助成金増額要望について

(1) 久米島漁協

当初計画では総額 4,998,000 円であったが、増額要望では総額 11,736,144 円である。
(6,738,144 円の増額)

増額理由は、サンゴ養殖移植に使用する資材の価格高騰と、移植する苗の数の大幅増加、それに伴う作業日数および日当の増加、助成事業の事務処理（報告書作成や経理書類の整理など）のための人件費が主なものである。

《添付資料》 資料 1：事業計画書（久米島漁協）
資料 2：増額要望書（久米島漁協）
資料 3：予算変更比較表（久米島漁協）
資料 4：人件費計算根拠（久米島漁協）

(2) OCVB

当初計画では総額 5,000,000 円であったが、増額要望では総額 5,216,334 円である。
(216,334 円の増額)

増額理由は、周知のための看板製作、モニタリング用カメラとムービー、作業用資器材、環境教育用資器材などの購入であるが、外注せずに苗の中間育成をおこなったことなどで費用が抑えられたことと相殺した増額要望となっている。

《添付資料》 資料 5：事業計画書（OCVB）
資料 6：増額要望書（OCVB）
資料 7：予算変更比較表（OCVB）

2. アラムコ・アジア・ジャパンからの要望

アラムコの「サンゴ養殖移植助成事業」担当者からは、「協議会とは、2025年の3月までに活用資金※を使い切るという合意書をかわしております。弊社としては、可能であれば本プロジェクトにそのほとんどを久米島漁協および&OCVB チーム、双方に有効に活用していただきたいと思っています。したがって公平かつ活動内容（養殖活動に直結することが重要です）にフォーカスしてご検討いただけますと幸いです。」との意向を確認している。（※事務局注：この活用資金は下記「5. アラムコ・アジア・ジャパンからの寄付金残高について」における②の寄附金についてのことである）

また、令和6年2月23日に実施したサンゴ礁ウィークキックオフイベントに寄せられたアラムコ・アジア・ジャパン株式会社社長のアブドゥラ・ジャスタニア氏からのメッセージVTRでは、「来年までに約1,000個のサンゴを育てるという大きな目標に挑戦しています」との発言があったが、令和4年度に申請があった事業計画では、久米島漁協が600本、OCVBが300本の合計900本の計画であるため、アラムコ社社長の要望に応えるためには、養殖本数を増加する必要がある。

3. 「サンゴ養殖移植助成事業ワーキンググループ」の見解

2024年2月16日に、当協議会理事で構成された「サンゴ養殖移植助成事業ワーキンググループ」にて、両助成団体の増額要望の内容について協議した。

久米島漁協の増額要望に関して、この事業に携わる組合員が増えたことで事業規模を拡大しても対応可能であることを聞き取り済みであること、初年度に多くの移植群体が白化で死亡したことでこれを補うためにも移植本数を増やしたいと希望していることは理解できることなどから、理事会で助成金の増額が認められるなら今回の増額要望を承諾してほしいと考える。一方、OCVBの増額要望に関しては特に問題は認められない。

基金寄付元のアラムコが移植実績（養殖活動）を強く求めていることは非常に大きい。

4. 協議会事務局による確認事項

両団体からの増額要望により、この事業に支出予定の金額は約695万アップするが、来年度実施予定の支援基金事業の744万をあてると考えれば寄附金②の範囲内で実施可能である。また、アラムコから活動資金を本事業にほとんどを使ってほしいという意思表示があったことや、増額可能かどうかの決定時期は苗の確保などに影響してくることをから、決定は一日も早くおこないたい。よって、増額要望を認めていただいた場合には、増額により影響を受ける支援基金事業については下記5、寄附金①の未実施分を使っておこないたいという交渉をアラムコとおこなう。

久米島漁協が希望する活動報告人件費について、漁協組合員と漁協職員とに支払うとされているが、その算出根拠が明確にこの事業のための人件費であることがわかる資料が提出されれば支出可能と考える。

5. アラムコ・アジア・ジャパンからの寄付金残高について

2023年7月時点でのアラムコ・アジア・ジャパンからの寄付金残高と使用期限は次のとおり。

	寄附金	残高	寄附金使用期限
①	【2019年までに受けた寄付】 ジュニアサンゴレンジャー事業 及び 沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業	15,122,574 円	2024年8月末
②	【2021年に受けた寄付】 サンゴ養殖移植助成事業 及び 沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業	18,976,948 円	2025年3月末

①の寄附金の2023年7月時点での支出計画と2024年2月時点での事業実施状況は次のとおり。

		使途内容	金額内訳	2024年2月時点での実施状況
ア	業務委託 約540万	会計業務及びサンゴ礁保全再生活動支援基金助成事業審査会運営業務委託	100万 ・2023年度 50万 ・2024年度 50万	・実施中 ・実施予定
		ジュニアサンゴレンジャー及びサンゴ礁ウィーク業務委託	240万 ・2023年度 120万 ・2024年度 120万	・実施中 ・実施予定
		法人化検討・設立支援業務委託	100万	・実施予定
		ホームページリニューアル業務委託	100万 (2023年度内に実施)	・実施予定
イ	助成事業（運営資金含む） 約700万	沖縄サンゴ礁保全再生活動支援基金助成事業	500万 (2023年度)	・実施無し
		JSR事業	200万 ・2023年度 100万 ・2024年度 100万	・実施中 ・実施予定
ウ	協議会事業費・管理費 約300万	理事会・総会・交流会等	300万	・実施中
合計			1,540万	

②の寄附金の2023年7月時点での支出計画と2024年2月時点での事業実施状況は次のとおり。

		使途内容	金額内訳	2024年2月時点での実施状況
ア	業務委託 約180万	サンゴ養殖移植助成事業事務局業務	180万 ・2023年度 60万 ・2024年度 120万	・実施中 ・実施予定
イ	助成事業（運営資金含む） 約1,355万	サンゴ養殖移植助成事業 ・2022～2024年度事業 ・OCVBと久米島漁協に500万ずつ助成予定	6,111,020円 ・2022年度末の部分払い（支払済） 3,889,052円 ・2023～2024年分の助成金支払い予定額 6,110,948円 ・運営資金 ・2023年度 36万 ・2024年度 36万	・実施中
		沖縄サンゴ礁保全再生活動支援基金助成事業	744万 (2024年度)	・実施予定
ウ	協議会事業費・管理費 300万	理事会・総会・交流会等	300万	・実施中
合計			1,835万	

6. 現状の寄付金残高で増額要望を受容できるかについて

上記のとおり、今回の助成金増額要望を受容すれば、寄附金②で実施を計画していた沖縄サンゴ礁保全再生活動支援基金助成事業の予算が無くなることになる。

ただし、寄附金①について計画していた事業が実施できていないものがあるため、これを支援基金助成事業に流用できるようアラムコ社と交渉する予定である。

このようにアラムコ基金の残高で支出可能であることと、アラムコからの当協議会への要望もあることから、

- (1) 「サンゴ養殖移植助成事業」の事業予算増額要望の可否
- (2) 予算増額に伴うアラムコからの寄付金の支出計画の変更について

について審議をお願いしたい。

なお、久米島漁協については、連絡・報告がとりにくい状況になっているため、当協議会サンゴ養殖移植助成事業事務局と久米島漁協の報告担当者との調整連絡をこれまで以上に密に行い、今後の活動実施について適正に行うよう当協議会会長名にて勧告（是正勧告）することを申し添えます。

(追記) 2024年3月11日の久米島漁協意見交換について

サンゴ養殖移植助成事業について、久米島漁協との意見交換をおこないました。

1 日時：2024年3月11日（月）

2 出席者

久米島漁協：譜久里参事、（サンゴ養殖部会）仲吉、伊関

当協議会：中野会長、（WG）鹿熊理事、藤田理事、（事業事務局）今宮

サンゴ種苗生産者：（一社）水産土木建設技術センター 中村

3 概要

おもな意見交換内容は以下のとおり。

- ・事業実施の漁協側体制と事務局側体制の確認。
漁協側ではサンゴ部会メンバーが増えて作業量が増やせる体制となったこと、協議会事務局側は事務局業務の一部を今宮が担うことになったことなどを確認した。
- ・増額により実施予定の養殖移植事業の実施確実性の確認。
要望書に記載の事業実施内容については、サンゴ部会メンバーが増えたことで、予定していたよりも充実した内容で実施できること、それに伴って費用が必要なため増額要望したことなどを改めて確認した。
- ・事前に理事から寄せられた質問事項等についての確認。
ワーキンググループリーダー鹿熊氏により一点ずつヒアリングと確認を行った（回答まとめは3/12鹿熊氏からのメールで共有されたとおり）
- ・事業に係る事務処理についての確認。
活動報告書作成時に負担となっている画像データのやりとり、広報 SNS の URL 報告について、画像データのやり取り方法は改定案を決め、URL 作成は誰が担当するかを決定した。
会計報告の書式（自由書式）について、よりわかりやすい書式に変更になることを確認した。

そのほか、水産土木建設技術センターの中村氏の案内でサンゴ種苗の養殖現場を見学しました。

また、審議依頼に記載した是正勧告については3/12鹿熊氏から報告があったとおり見送りとしました。

サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金

サンゴ養殖移植助成事業計画書

久米島漁業協同組合

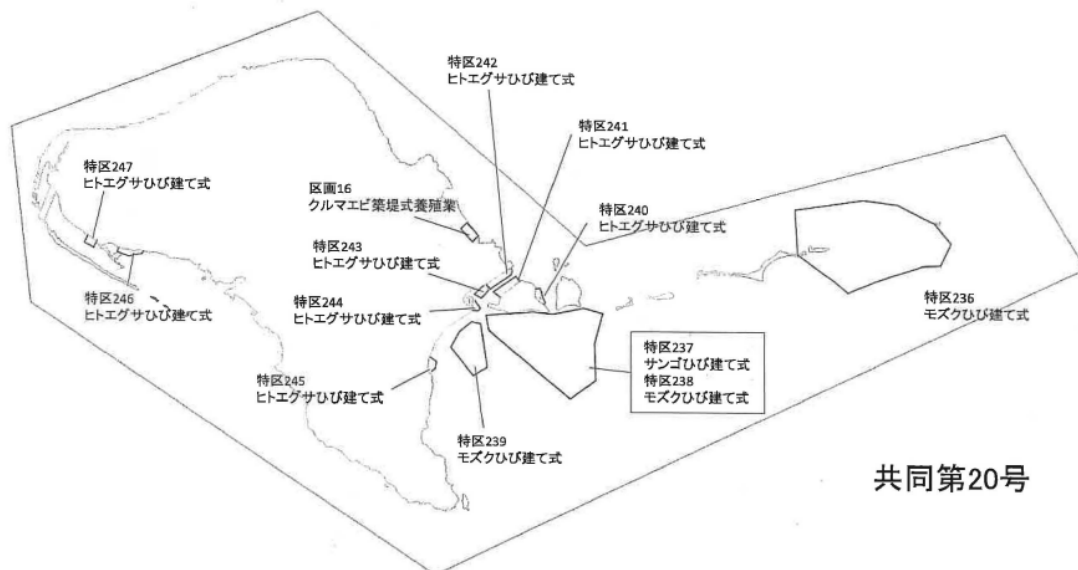
1. 目的

久米島町の豊かな自然環境や水産資源の基盤となるサンゴ礁は、高水温による白化現象、オニヒトデ等によるサンゴの食害、赤土流出等により激減している状況である。そのような中、久米島町では、沖縄県のサンゴ礁保全再生関連事業の一環として、久米島町サンゴ礁保全再生活動地域協議会（以下、協議会）を設立し、サンゴ礁保全再生のためにサンゴの植付けを行うことを計画した。計画した植付けを行うにあたり、サンゴ植付け種苗が大量に必要なになった。

本事業は、協議会の会員である久米島漁業協同組合が、島尻湾内のサンゴ養殖特定区画漁業権内において、サンゴ植付け活動に用いるサンゴ種苗確保のための養殖を行うことを目的とする。また、養殖を持続することにより、養殖サンゴ群体の産卵による周辺海域のサンゴの回復が見込まれる。さらに、久米島町の児童・生徒達を対象とするサンゴ養殖苗付け体験等、海の環境教育の場として活用することも目的とする。

2. サンゴ養殖の場所

選定場所：特定区画漁業権 237 区域のウロウグチ





選定理由：現在、2カ所で行われている養殖ポイントで生育のいい場所を選定した。

3. 事業の内容

事業	サンゴ養殖
サンゴの種及び選定理由	トゲスギミドリイシ、オヤユビミドリイシ 久米島産であり入手可能なため、また、養殖技術が確立されているため。
サンゴ種苗の入手方法	(一社) 水産土木建設技術センターに種苗生産を委託し入手。約 5cm サイズを 200 本/年
養殖方法	ひび建て式養殖 年間養殖面積 42 m ² 200 本/50cm 間隔、3 年間で 126 m ² 600 本
モニタリング	ダイビングにより生残率を確認(1種類 10 個体)、成長は写真を撮り専用ソフトを使って計測。4回/年
管理	海藻掃除等
普及啓発活動	久米島の小学校・中学校・高校の生徒児童を対象にしたサンゴ苗付け体験、海の環境保全に関する講話等
広報活動	SNS (facebook 等)を活用し活動状況を発信する。

4. スケジュール

令和4年度～令和6年度(2022-2025年3月)の計画として設定する。(毎年の作業工程)

項目	月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
資材準備等	→											
種苗の設置			→									
モニタリング			→									
サンゴ苗付け体験			→									

5. 実施体制

人員体制・・・久米島漁協サンゴ養殖研究部会を主体とし、モズク養殖部会及び青壮年部と連携し作業員を適宜選出

協力先・・・(一社)水産土木建設技術センター(FIDEC)

支援者・・・佐賀大学 特任教授 鹿熊 信一郎

6. 経費

内訳	年度	年度			備考
		2022年度	2023年度	2024年度	
サンゴ養殖	委託費	¥200,000	¥200,000	¥200,000	FIDECに生産委託 1,000円/本
		200本	200本	200本	
	備船料	¥336,000	¥336,000	¥336,000	42,000円/隻
		4日×2隻	4日×2隻	4日×2隻	
	鉄筋	¥59,600	¥59,600	¥59,600	298円/本
		200本	200本	200本	
	塩ビパイプ	¥94,400	¥94,400	¥94,400	472円/本分
		200本	200本	200本	
	基盤	¥68,000	68,000	68,000	340円/個
		200本	200本	200本	
日当	¥384,000	¥384,000	¥384,000	24,000円×人	
	4日×4人	4日×4人	4日×4人		
分析費用	¥10,000	¥10,000	¥10,000		
	1回	1回	1回		
分析者旅費	¥62,000	¥62,000	¥62,000	航空運賃 24,000円 宿泊代 7,000円	
	2人	2人	2人		
分析者日当	¥48,000	¥48,000	¥48,000	24,000円×人	
	2人	2人	2人		

	小計	¥1,262,000	¥1,262,000	¥1,262,000	
苗付け体験 (環境教育)	講師代	¥72,000	¥72,000	¥72,000	12,000円/回
		6回	6回	6回	
	日当	¥240,000	¥240,000	¥240,000	10,000円/人
		6回×4人	6回×4人	6回×4人	
	備船料	¥42,000	¥42,000	¥42,000	42,000円/隻
		1日×1隻	1日×1隻	1日×1隻	
消耗品	¥50,000	¥50,000	¥50,000		
	針金等	針金等	針金等		
	小計	¥434,000	¥434,000	¥434,000	
	合計	¥1,696,000	¥1,696,000	¥1,696,000	
総合計				¥5,088,000 (うち自己財源 ¥88,000)	

7. 期待される成果

養殖するサンゴの3～5年後の生残率は60%を見込んでいる（過去の実績は約50%だが、技術的な改善が見込める）。3～5年後には20～30cmに成長すると予想される。比嘉ら（2017）では、約30cmのウスエダミドリイシから115,000のサンゴ幼生が得られている。この値を準用すると、事業開始5年後からは、養殖場から600本×60%×115,000＝約4千百万の幼生が供給される計算になる。

また、比嘉ら（2017）では、養殖サンゴ30群体に棲み込む魚類は、スズメダイ類を中心とする33種841個体だった。事業開始5年後には、1万個体以上の魚類が本養殖場に棲み込むことが期待され、生物多様性の向上に貢献できる。

事業終了後は、協議会の計画に沿って、久米島海域に養殖サンゴの成長部を切り取った断片を植え付けていく。植え付けたサンゴが成長し産卵するようになれば、養殖場のサンゴとともに、周辺海域にサンゴ幼生を供給していくことになる。その結果、久米島のサンゴ礁が再生すれば、久米島の水産業に貢献するとともに、最も重要な産業の一つである観光業にも貢献できる。

本事業のもう一つの柱である、久米島の児童生徒に対する苗植え付け体験や海洋環境保全の講話などの環境教育は、長期的に見れば久米島のサンゴ礁保全再生に大きく貢献すると期待される。

引用文献

比嘉義視・新里宙也・座安佑奈・長田智史・久保弘文（2017）漁協によるサンゴ再生の取り組み～沖縄県恩納村での事例～，日本サンゴ礁学会誌第19巻，119-128

8. その他

1) 国、県などとの調整、許可、届出、同意など

区画漁業権に基づく活動であるため、許可、届出、同意などは必要ない。

2) 安全対策

作業員は全員、モズク養殖や潜水機漁業などで潜水作業に習熟しているが、安全対策には十分配慮する（AED、酸素キットなどの導入も検討する）。

3) 他の財源

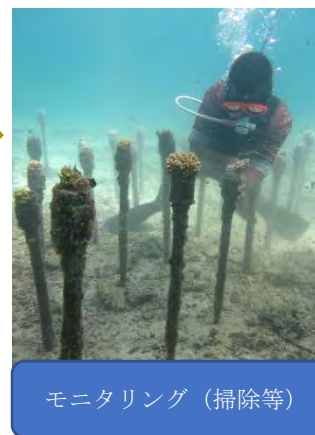
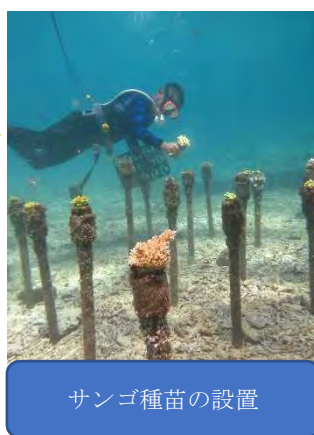
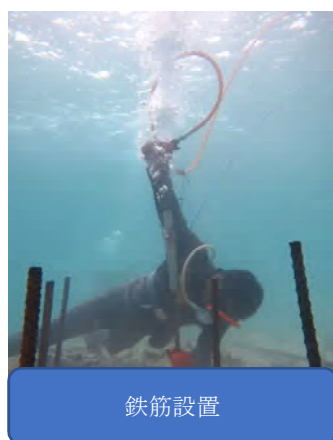
自己財源：88,000 千円

他の2つの事業によりサンゴ養殖をおこなう計画だが、養殖海域を明確に分けることで区別できる。

4) 過去の実績

- サンゴ養殖（区画内2ヶ所）

年度	養殖数	斃死数	生存率	備考
2018年度	500本	70	約85%	
2019年度	660本	220	約67%	夏場の高水温、魚による食害
2020年度	600本	370	約38%	高水温による白化・1ヶ所は約80%生存
2021年度 (予定)	600本			生存率が高い場所で行う計画



- 啓蒙活動・環境教育

年度	学校数	生徒数	備考
2020 年度	2 校	20 名	久米島高校 20 名
2021 年度 (8 月 段階)	2 校	58 名	嘉手苺子供会 7 名 久米島高校 9 名 球美中学校 40 名 9 月・10 月に 2 校 (約 15 名) 予定



球美中学校にて実施された苗付け体験学習

2021 年 6 月



久米島高校にて実施された苗付け&沖出し体験学習。2021 年 7 月





久漁発第125号
令和5年12月15日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
会長 中野 義勝 殿

久米島漁業協同組合
代表理事組合長 田端裕



久米島サンゴ礁保全再生の為の サンゴ養殖事業助成金に関する要望書

謹啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合ではサンゴ養殖や海の環境教育等の活動を行っているものの、養殖資材の高騰等が原因で、活動を持続することが困難な状況となっています。また、さまざまな課題等も出てきており早急な対応をしていただきたく、下記のとおり次年度以降の予算等要望致します。

（趣旨）

久米島町島尻湾内のサンゴ養殖特定区画漁業権内において、サンゴ植付け活動に用いるサンゴ種苗確保のための養殖を行うことや、養殖を持続することにより、養殖サンゴ群体の産卵による周辺海域のサンゴの回復が見込まれる（2年前より産卵し始めている）。さらに、久米島町の児童・生徒及び修学旅行生等を対象とするサンゴ養殖苗付け体験等、海の環境教育の場としても活用することを目的とする。

（問題点及び影響）

1. サンゴ種苗及びマグホワイトの数不足

現況年間200株程で苗付け体験等を実施していたものの、島内小中高及び修学旅行生の体験希望校全校の受け入れを実施したいが、サンゴ種苗の数に限りがあり、受入制限を余儀なくされている。また、マグホワイトは台風等の影響による流出や、破損すると再利用が困難となる。他にも、養殖サンゴの一部が斃死した苗や、成長したサンゴの枝が折れ海底に落ちている事が多々あり、その枝を別のマグホワイトに付け替える必要がある。

2. 養殖サンゴの白化

昨年度、高水温等による白化で斃死が多くみられた（約半分）。斃死しないよう管理徹底しているものの、環境等による斃死は避けられない状況です。その為、サンゴ種苗数を増やし養殖を行う必要がある。

3. 養殖資材の高騰

世界情勢等の影響によりマグホワイト・鉄筋等の物価が高騰し、予算範囲内での購入が厳しい状況です。

※マグホワイト 320円/個 (R4年度) ⇒ 605円/個 (R5年度)
 鉄筋 368円/本 (R4年度) ⇒ 476円/本 (R5年度)
 塩ビパイプ 495円/本 (R4年度) ⇒ 570円/本 (R5年度)

4. 活動費及び事務費用

現在計画での予算を超えている為、海中作業等を自己負担で実施している。更に、サンゴ部会員増加等により活動費が不足すると思われる。また、無償で行っているサンゴ養殖のデータ整理、活動報告、会計処理等が本業に支障が出ている為、時間を費やしている状況です。

(要 望)

上記の通り様々な課題が浮き彫りとなっています。次年度以降も持続して実施していく計画です。そのためにも活動費等増額を要望致します。

内訳		年度	R 5 年度見込額	R 6 年度要望額	備考
サンゴ養殖	委託費		¥200,000	¥400,000	FIDEC に生産委託 1,000円/本
			200本	400本	
	傭船料		¥504,000	¥630,000	42,000円/隻
			12隻(回)	15隻(回)	
	鉄筋		¥95,200	¥214,200	476円/本
			200本	450本	
	塩ビパイプ		¥114,000	¥228,000	570円/本分
		200本	400本		
基盤		¥726,000	¥1,210,000	605円/個	
		1,200個 ※1	2,000個		
日当		¥600,000	¥1,350,000	人	
		4人分×10日	6人分×15日		
環境教育	講師代		¥72,000	¥144,000	12,000円/回
			6回	12回 ※2	
	日当		¥216,000	¥486,000	9,000円/人
		6回×4人	9回×6人		
傭船料		¥42,000	¥84,000	42,000円/隻	
		1日×1隻	2日×1隻		
資材等		¥100,000	¥100,000		
		資材等	資材等		

小 計		¥2,669,200	¥4,846,200	
新規養殖 ※3	委託費	—	¥531,000	FIDECに生産委託 531円/本
		—	1,000本	
※3	中間棚	—	¥275,000	275円/個分
		—	1,000個分	
追加分	事務作業費 今年度より	¥627,200	¥627,200	※4
		2名分	2名分	
小計		¥627,200	¥1,433,200	
総合計		¥3,296,400	¥6,279,400	

R 4 年度末残	R 5 年度見込額	R 5 年度末残 (見込)
¥2,839,656	¥3,296,400	¥-456,744

※1 問題点及び影響1のとおりサンゴの付け替えに使用するため増加で計上

※2 島内小中高合計9校+修学旅行3校=12回講話を行う計画

※3 稚サンゴが固着した角筒(内寸30mm×30mm(下図))を海域にて養殖。個体が成長後基盤(マグホワイト)に付け替える。



※4 組合員(1名) 月39,200円×12ヶ月=470,400円
 漁協職員(1名) 月39,200円×4ヶ月=156,800円
 合計 627,200円

組合員は、データ整理及び活動報告書を作成

漁協職員は、会計処理・申請書・最終報告書等を作成及び管理

久米島漁協

申請時計画予算				
項目	2022(R4)年度 申請時予算	2023(R5)年度 申請時予算	2024(R6)年度 申請時予算	合計
委託費	200,000	200,000	200,000	600,000
傭船料	336,000	336,000	336,000	1,008,000
鉄筋	59,600	59,600	59,600	178,800
塩ビパイプ	94,400	94,400	94,400	283,200
基盤	68,000	68,000	68,000	204,000
日当	384,000	384,000	384,000	1,152,000
分析費用	10,000	10,000	10,000	30,000
分析者旅費	62,000	62,000	62,000	186,000
分析者日当	48,000	48,000	48,000	144,000
中間棚				0
講師代	72,000	72,000	72,000	216,000
日当	240,000	240,000	240,000	720,000
傭船料	42,000	42,000	42,000	126,000
消耗品	50,000	50,000	50,000	150,000
資材等				0
事務作業費				0
合計	1,666,000	1,666,000	1,666,000	4,998,000

サング養殖

(環境
苗付
体教
育)

実績およびR5見込とR6増額要望			
2022(R4)年度 実績	2023(R5)年度 見込	2024(R6)年度 変更(増額)要望	合計
	200,000	931,000	1,131,000
	504,000	630,000	1,134,000
	95,200	214,200	309,400
	114,000	228,000	342,000
	726,000	1,210,000	1,936,000
	600,000	1,350,000	1,950,000
	0	0	0
	0	0	0
	0	0	0
		275,000	275,000
	72,000	144,000	216,000
	216,000	486,000	702,000
	42,000	84,000	126,000
	0	0	0
	100,000	100,000	200,000
	627,200	627,200	1,254,400
2,160,344	3,296,400	6,279,400	11,736,144

※2022年の実績について、会計ソフトの帳簿のプリントデータしか提出されていないため、それぞれがどの項目にあたるのかが不明です。
そのため、合計金額のみ入力しました。

最低賃金	時間外	時給	時間	日当	日／月	月給	年間	事務作業／年	
896	1.25	1,120	5	5,600	7	39,200	12	470,400	構成員
896	1.25	1,120	7	7,840	5	39,200	4	156,800	漁協職員

627,200

サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金

サンゴ養殖移植助成事業計画書

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
ザ・テラスホテルズ株式会社

1. 目的

沖縄本島北部に位置する西海岸エリアは沖縄国定海岸公園に指定されている。中でもブセナ岬周辺はサンゴ礁を中心とした海中景観が特に素晴らしく、海中展望塔などを設置した海域公園として50周年を迎えた。

しかし、沖縄本島沿岸を取り巻く環境変化は厳しく、ブセナ岬の周辺で見られるサンゴ類も減少している。その原因として、地球温暖化に伴う海水温の上昇によるサンゴ白化などグローバルな現象と共に、1970年代から断続的に大量発生するオニヒトデによる食害、農地開発等に伴う陸域からの赤土流入による光合成阻害、観光経済発展に付随した沿岸部開発など複合的な要因により、沖縄におけるサンゴの生育域は急速に狭まっている。

このような状況を受け、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローでは、2021年度に養殖サンゴ植付計画を策定し、サンゴ礁の保全活動をスタートした。沖縄県の基幹産業である観光業にとって、サンゴ礁は最も重要な観光資源の1つである。また、サンゴ礁は美しい景観だけでなく、様々な生物の棲家を提供し、有用生物の保育場として水産資源の基盤ともなっている。

本事業の目的は、養殖サンゴの育成及び植付等のサンゴ礁保全活動を通して、①ブセナ岬の周辺海域の生物多様性に富んだサンゴ礁を再生し、②その再生を長く続けられるものとするために自然を守る文化を地域に根付かせ、持続可能な共存（自然と人間、地域住民と観光客）を目指すものとする。

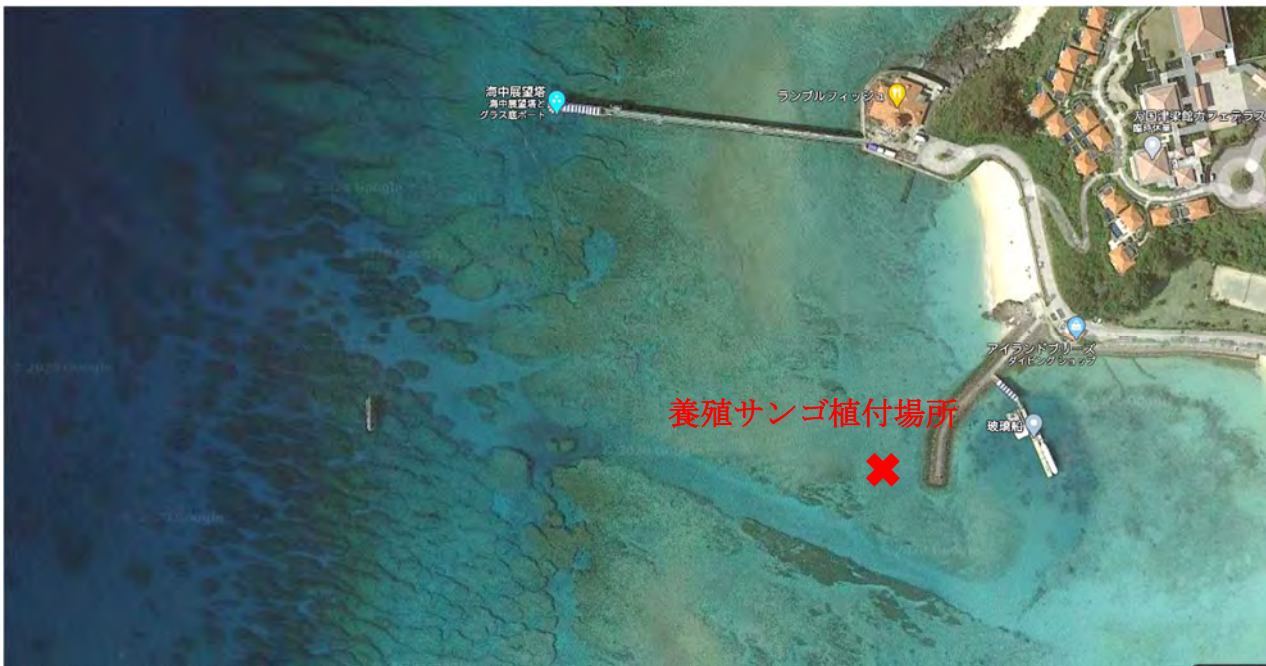
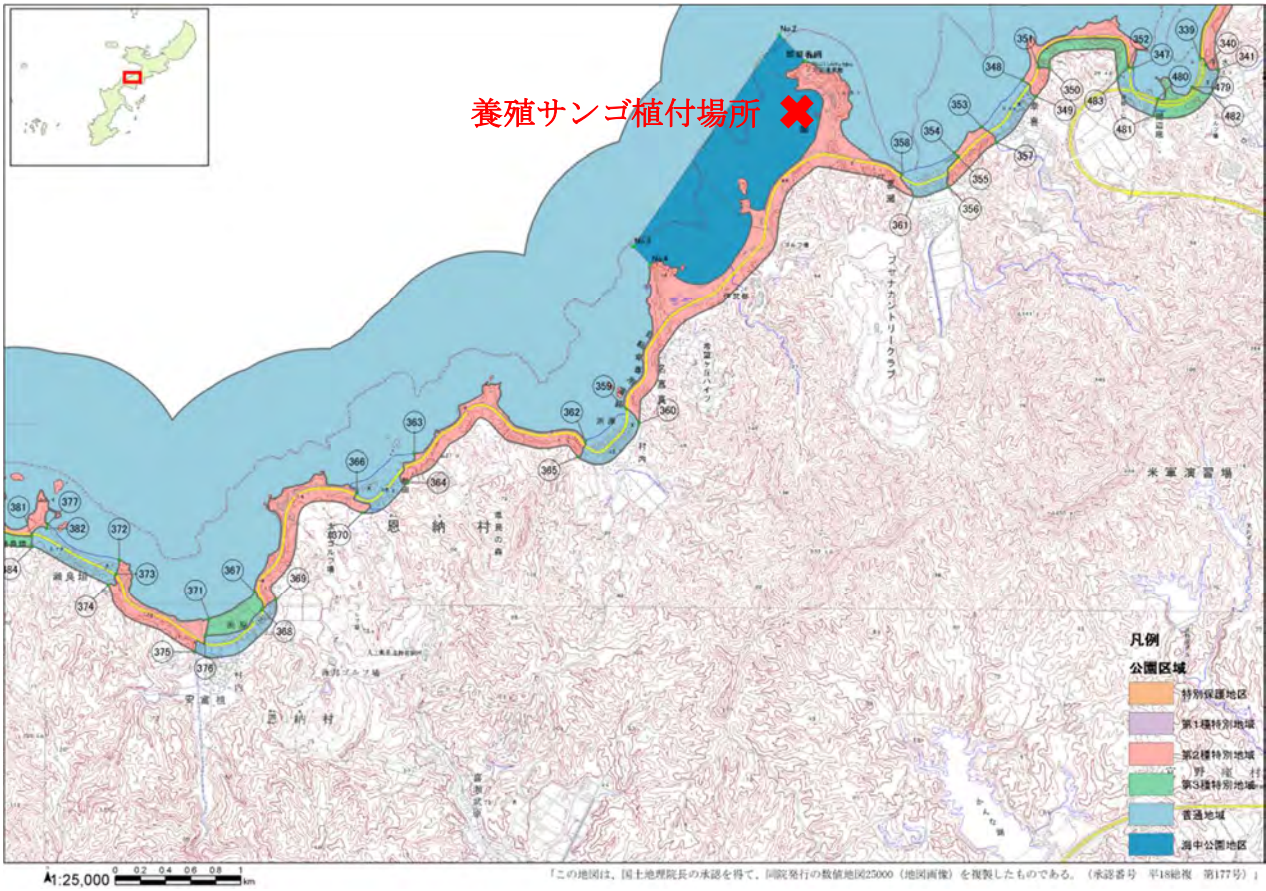
2. サンゴ植付の場所

選定場所：沖縄県名護市 ブセナ岬の突堤の沖合 20m 地点、次ページ地図参照。

（ここを第一とするが、昨年同地点に植え付けたサンゴの生育および現場海域の環境を専門家と共に確認しながら進めていく。植え付けたサンゴの生育に関しては項目8-(2)過去の実績に記述あり。）

選定理由：

- (1) 突堤から近いので、サンゴ植付やメンテナンス、モニタリング等、作業しやすい。
- (2) 海底の地形がほぼフラットで岩盤質であり、植付しやすい。
- (3) 良好な状態のサンゴ礁が近くにあり、サンゴが生育できる環境が整っている。
- (4) 水道部から近く潮通しが良いので、高水温時でも白化現象が発生しにくい。
- (5) オニヒトデをはじめとするサンゴの食害生物が少ない。
- (6) 植え付けたサンゴの観察が実施しやすい場所であり、将来的に観光商品の造成が可能である（グラスボートやシュノーケリングを想定）。



3. 事業の内容

事業	養殖サンゴ植付
サンゴの種類 及び 選定理由	① シコロサンゴ (<i>Pavona decussata</i>) ② エダコモンサンゴ (<i>Montipora digitata</i>) 沖縄県内でサンゴ苗の入手が可能である。サンゴ移植の事例が豊富であり、高水温にも比較的強い種類とされている。 ※ 上記以外のサンゴの植付も検討する。
サンゴ種苗の入手方法	株式会社海の種 (さんご畑) 沖電開発株式会社から入手。 100 本/年
中間育成	宜野湾マリン支援センター、沖電開発株式会社の陸上水槽
植付の方法	水中ボンド法
植付の面積	植付面積:12.3 m ² /年、本数:100 本/年、35 cm間隔 (3年間で 36.9 m ² 、300 本)
モニタリング	年 5 回のモニタリング (植付 1 週間後、1 カ月後、3 カ月後、6 カ月後、1 年後) によりシュノーケリングで生存率を確認し、成長を写真で記録する。 ※ 水中ボンド法によるサンゴ植付は自然公園法に基づく県知事許可が必要であるが、沖縄県より年 5 回のモニタリング調査と報告を求められる。
管理	海藻掃除、サンゴ食害生物の除去等
普及啓発活動	沖縄県民と観光客を対象に啓発活動を行う
広報活動	年間を通して、ホームページ、ブログ、Facebook により活動状況を発信する。また、ミス沖縄を活用した情報発信を行う。HP については日本語だけでなく英語によるコンテンツも作成し、国内外に向けた情報発信を展開する。

4. 実施体制

- ① 人員体制：（財）沖縄観光コンベンションビューローとザ・テラスホテルズ（株）に担当者を1名ずつ配置。
- ② サンゴ植付： NPO 法人コーラル沖縄
- ③ サンゴ入手先：（株）海の種（さんご畑）、沖電開発（株）
- ④ 中間育成場所： 宜野湾マリン支援センター、沖電開発（株）
- ⑤ 連携先： OIST マリンサイエンスステーション
※啓発活動の際には、GODAC などと連携する。
- ⑥ 支援者： 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会ワーキンググループ

5. スケジュール

令和4年度～令和6年度の計画として設定する。（毎年の作業工程）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沖縄県自然保護課との調整 （自然公園法に基づく申請作業）	→											
近隣ホテル、ダイビング事業者、名 護市、喜瀬区、漁組、海保等への説	→											
サンゴ苗の育成	→											
植付作業							○					
モニタリング							→					
情報発信（HP、ブログ、FB等）	→											
啓発活動	→											

6. 経費

年度		2022年度	2023年度	2024年度	備考
内訳	委託費	¥ 300,000	¥ 300,000	¥ 300,000	委託先：コーラル沖縄 作業コーディネート業務一式（注1～3）
	サンゴ苗① （注2）	¥ 300,000	¥ 300,000	¥ 300,000	購入先：海の種 50本
		50本	50本	50本	
	サンゴ苗② （注2、3）	¥ 300,000	¥ 300,000	¥ 300,000	購入先：沖電開発 50本
		50本	50本	50本	
	日当 （植付）	¥ 60,000	¥ 60,000	¥ 60,000	20,000円×人 3人
		3人	3人	3人	
	日当 （モニタリング）	¥ 200,000	¥ 200,000	¥ 200,000	20,000円×人 2人×5回
		2人×5回	2人×5回	2人×5回	
HPコンテンツ 制作（日/英）	¥ 400,000	¥ 250,000	¥ 250,000	一式	
	一式	一式	一式		
消耗品	¥ 42,000	¥ 10,000	¥ 10,000		
小計		¥ 1,602,000	¥ 1,420,000	¥ 1,420,000	
環境教育	講師代	¥ 36,000	¥ 36,000	¥ 36,000	12,000円/人 3回
		3回	3回	3回	
	会場代	¥ 150,000	¥ 150,000	¥ 150,000	50,000円/回 3回
		3回	3回	3回	
小計		¥ 186,000	¥ 186,000	¥ 186,000	
合計		¥ 1,788,000	¥ 1,606,000	¥ 1,606,000	
総合計			¥ 5,000,000		

※経費についての補足説明

注1. 事業全体のコーディネート業務について

サンゴ苗の発注、中間育成、植付、モニタリング作業、その他必要な資機材の調達など、事業全体を通したコーディネート業務を NPO 法人コーラル沖縄に発注する。

注2. サンゴ苗の入手について

植え付けるサンゴが同一クローンによるものばかりだと環境適応と受精率に不利な群落を形成することになる。したがって、サンゴ苗入手先は、①遺伝的多様性の担保、②目的に合った苗の選抜（例えば高温耐性）と優先的確保、③苗の品質トラブル対応、等を考慮し、選定している。また、日本サンゴ礁学会「造礁性サンゴの移植に関するガイドライン」に記載の遺伝的攪乱にも留意する必要がある。将来的にはプセナ海域に流入するサンゴ卵を用いた有性生殖による群形成が理想であり、その試験も行いたい。以上の理由により入手単価を高めに設定している。

注3. 中間育成場所について

現在プセナ海中公園で実施しているサンゴ植付事業では、宜野湾マリン支援センターを中間育成場所としているが、2021年10月頃から軽石の影響により取水ポンプが故障しがちであるため、リスク分散化を図るため沖電開発株式会社でも中間育成を行う。

7. 期待される成果

- (1) 植え付けるサンゴの3～5年後の生残率は50%を目指す（2021年度に実施したサンゴ植付の生存率は24%だが、植付に用いるサンゴの育成、植付場所の造作、使用資材など技術的な改善が見込める）。3～5年後には20～30cmに成長すると予想される。植え付けたサンゴが成長すれば他の生物を呼び込むことにつながり、またサンゴが成長し産卵すれば、周辺海域におけるサンゴ幼生の供給源となることが期待できる。
- (2) プセナ岬の位置する沖縄本島西海岸は、沖縄国定海岸公園であるとともに、複数のリゾートホテルやマリン事業者などが存在する沖縄有数のリゾートエリアである。今後、観光関連事業者が積極的にサンゴ礁保全に関わる仕組みを提供することで、海中公園の付加価値を高め、観光産業の発展に寄与できる。
- (3) 沖縄県は2022年からはじまる新たな振興計画の中で、SDGs推進を大きな柱の一つとして位置付けている。県と連動したSDGs活動として養殖サンゴ植付事業を実施することにより、SDGsのゴールNo.14「海の豊かさを守ろう」に大きく貢献できる。
- (4) 沖縄県民及び観光客にサンゴ苗の準備作業、植付、モニタリング、環境学習教室などの啓発活動を通してサンゴ礁の役割や重要性を伝え、サステナブルツーリズム（Sustainable Tourism：持続可能な観光）となるために必要な課題を実感し発信・共有するプラットフォームを形成する。

8. その他

(1) 国、県、市町村などの調整、許可、届出、同意など

・サンゴ植付予定場所は「海域公園」に指定されているため、自然公園法に基づく申請が必要である。
2021年度の養殖サンゴ植付では、沖縄県自然保護課と調整を重ね、県知事許可を得て実施した。
本事業においても同様の申請を行い許認可を得る必要がある。

・関係する団体、地域には事前に事業概要や目的を説明し理解を得るべきである。

(名護市、喜瀬区、名護漁業協同組合、地域の漁業従事者、海上保安庁名護署、名護市観光協会、近隣ホテル、ダイビング事業者など)。

2021年度の養殖サンゴ植付では、上記の団体・企業等を訪問し事業実施について説明を行った。
本事業においても同様に地域との合意形成を図ることが望ましい。

(2) 過去の実績 (サンゴ植付)

・2021年度に実施した養殖サンゴ植付事業の生存率は下記のとおり。

サンゴの種類 (植付本数)	生存数 植付 1 ヶ月後	生存数 植付 3 ヶ月後	生存数 植付 6 ヶ月後
シコロサンゴ (30 本)	26 本	19 本	9 本
エダコモンサンゴ (20 本)	14 本	9 本	3 本

・生存率が低い主な理由として、中間育成の期間が短かったためサンゴ苗の基盤への活着度が弱く、海流や高波等でサンゴ苗が基盤から外れてしまったことが挙げられる。

(育成期間：2021年3月21日～7月21日)

・今後は、中間育成の期間を長めに設定し、サンゴ苗が確実に基盤に活着するように配慮する。

シコロサンゴ(*Pavona decussata*)



エダコモンサンゴ(*Montipora digitata*)



(植付から6か月後のモニタリング調査 (2022年1月25日) にて撮影)

(3) 安全対策

名護海上保安署から作業に関するアドバイスを頂き、安全対策に配慮した上でサンゴ植付やモニタリングなどの水中活動を実施する。また、作業に従事するメンバーは沖縄マリンレジャーセーフティビューローが実施するマリンレジャースタッフ講習会を受講するなど、日頃からの安全対策を含めた教育を行う。

(4) 過去の実績（啓発活動）

写真右上) 2021年3月21日、宜野湾マリン支援センターで地域住民と一緒にサンゴ苗作り体験を実施。サンゴ苗を基盤に固定してもらった作業を行った。



写真右下) 2021年7月18日、ブセナビーチでタマン稚魚の放流会を実施。ホテル宿泊客と地域の子供達が参加し、タマン稚魚放流、海の危険生物やサンゴに関する勉強会、生物に触れることができるタッチプール体験などを併せて開催した。
(毎年実施している恒例イベント)



(5) 基金を活用した事業終了後の展開

SDGs 活動において最も重要とされるのは継続性である。サンゴ礁保全活動支援基金（2022年4月～2025年3月）を活用した事業終了後も、ブセナ海域における養殖サンゴ植付活動は継続する。自己財源だけでなく、クラウドファンディングの活用などを含め、事業を継続するための財源確保を検討する。

(6) サンゴ礁保全に関する新たな取組の検討

現在、国内外の様々な地域でサンゴ移植や植付活動が行われているが、大半が無性生殖で増やしたクローンであるため、遺伝的多様性が低いと言われている。

ブセナ岬周辺には状態の良いサンゴ礁が点在しており、毎年のようにサンゴの産卵が確認されている。2021年6月21日には大量の卵が浮遊している様子が確認できた（写真参照）。

サンゴ礁保全の新たな取組として、ブセナ海域及び周辺でサンゴのバンドルを採取し、有性生殖による種苗生産の可能性を検討する。



(第3号様式)

サンゴ礁保全活動助成事業

助成活動変更承認申請書

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会長 殿

令和6年1月19日

住所：沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2F
団体名：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
代表者名：会長 下地 芳郎 ㊟
電話番号：0980-52-3379
Eメール：busena@ocvb.or.jp

住所：沖縄県名護市喜瀬 1808
団体名：ザ・テラスホテルズ株式会社
代表者名：代表取締役 國場幸伸 ㊟
電話番号：090-9782-3210
Eメール：mikihiko.higa@terrace.co.jp

令和4年3月22日付けで採択されたサンゴ礁保全活動助成事業の実施について、内容を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1. 事業名：サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金 サンゴ養殖移植助成事業
2. 助成事業名：ブセナ岬サンゴ礁保全再生の為の養殖サンゴ植付事業
3. 変更内容：助成金額の変更（増額）の要望
変更詳細は、別添資料「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金
サンゴ養殖移植助成事業 助成金増額要望にかかる計画書」に記載
4. 変更理由：事業実施にあたり、必要な備品等の購入が必要のため

サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金

サンゴ養殖移植助成事業 助成金増額要望にかかる計画書

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
ザ・テラスホテルズ株式会社

1. 現状

ブセナ海中公園では、2021年度に養殖サンゴ植付計画を策定し、サンゴ植付の取組を実施している。2022年度からは、アラムコ・アジア・ジャパン株式会社による沖縄県サンゴ礁保全推進協議会からの「ブセナ岬サンゴ礁保全再生の為の養殖サンゴ植付事業」の助成支援を受け、サンゴ植付に関する取組を実施している。

2023年12月末までに植付したサンゴの種類及び植付数は以下の通りとなる。

サンゴの種類	2022年度	2023年度
シコロサンゴ	78	※2024年3月植付予定
エダコモンサンゴ	30	60
ハナヤサイサンゴ		※2024年3月植付予定

今年度、助成支援期間の2年目となり、本事業を進める中で予算面での課題等もあり、来年度の最終年度を迎えるにあたり、課題解決のため助成支援予算の増額を要望する。

2. 課題及び要望

本助成支援に申請時点において、予算として、植付時に必要な経費（サンゴ苗の購入、植付作業費用、WEBページ更新費用など）や環境教育実施にかかる経費（会場費など）を計上していた。

しかしながら、ブセナ海中公園でサンゴ植付の取組を進めるにあたり、サンゴ植付時及び植付後のモニタリングに必要な備品やブセナ海中公園施設利用者への本取組の周知にかかる必要な予算を要望する。

(1) サンゴ植付作業及び植付後のモニタリングに必要な備品の購入

① 中間育成時に使用する育成カゴの製作について

これまでサンゴ植付前の中間育成は、海の種（読谷村）施設内の水槽の一部を借用し、行ってきた。2023年度よりサンゴ植付前の中間育成をブセナ海中公園海域（ボート乗場棧橋付近）にて、植付場所に近い環境で中間育成を行っている（ブセナ海中公園海域で中間育成を実施するにあたり、沖縄県関係部局への許可承認を受けた上で実施）。

中間育成で使用している生簀は、ホームセンターなどで資材を購入し、関係者協力のもと、自前で製作し、使用しており、中間育成中のサンゴは、順調に成長している。2024年度もブセナ海中公園海域内で中間育成を実施するにあたり、中間育成専用のカゴの製作したい。



中間育成で使用中の生簀（自前で製作）

また、植付・育成・メンテ作業は水中作業になり、船舶の往来や天候の変化などもあるため、迅速かつ安全に作業を時間内に終える必要がある。そのためには、岩場を滑らず歩けるフェルト底のマリンブーツ、水深のある場所で重いものを浮上させるエアリフター、道具などを載せて運搬できるフローターなどが必要となるため、購入したい。

②植付後のモニタリングで使用する機材の購入

サンゴ植付後の定期的なモニタリングを関係者にて行っており、防水仕様のカメラで撮影し、専用 WEB ページ等でモニタリング状況を情報発信している。防水仕様のカメラであるものの、水中での撮影時に不具合が起こることもある。また、カメラのため、保存するデータは画像のみとなっている。今後もモニタリング状況の情報発信を継続するにあたり、新しい防水カメラの購入及び映像撮影機材（GoPro）の購入を実施したい。

・ブセナ海中公園サンゴ苗に関する WEB ページ URL

<https://www.busena-marinepark.com/cultivated-coral/>



ブセナ海中公園サンゴ苗に関する WEB ページ

(2) ブセナ海中公園施設利用者へのサンゴ植付案内用看板の製作について

ブセナ海中公園でのサンゴ植付の取組に関する情報発信は、先述の専用 WEB ページ、ブセナ海中公園 WEB ページ・Facebook、ザ・ブセナテラス WEB ページ・SNS 等で行っている。今年度からはブセナ海中公園内でサンゴの中間育成を行っていることもあり、生簀を見た利用者へのサンゴ植付の取組の認知に繋がっており、取組について関心のある利用者が多い印象がある。

ブセナ海中公園利用者に本取組をより詳しく周知するために、施設内にサンゴ植付に関する看板を複数設置したい。なお、施設利用者は日本人だけでなく、インバウンド客も多いため、多言語でも表記したい。

(3) サンゴ礁における環境教育について

ブセナ海中公園では礁池、礁縁、礁外まで多様な生物相が見られる。サンゴ植付によって、これらの生物相がどのように変化するかを知ることは、サンゴ植付の効果測定と共にサンゴ礁へ理解を深めることとなる。植付3年目では、その変化を観察するための機材（箱メガネ、デジタル顕微鏡など）を用意し、環境教育プログラムに使用したい。

3. 経費

昨年度の支出経費、今年度の支出見込及び次年度の支出予測は以下の通りである。今年度については、中間育成をブセナ海中公園内海域で実施したことにより、「サンゴ苗購入及び中間育成にかかる費用」を抑えることができた。なお、環境教育の会場費は、台風接近による中止もあり、減額となっている。

本助成支援終了後も、サンゴ植付の取組を継続のため、予備分を含めた消耗品・備品の購入を予定している。その上で、先述の要望する備品等の購入した場合、予算額の超過が見込まれるため、助成支援額の増加を要望する。

内訳		年度		
		2022年度	2023年度	2024年度
合計		1,728,708円	785,626円	2,702,000円
養殖サンゴ植付経費	小計	1,497,708円	678,626円	2,142,000円
	サンゴ植付委託費	300,000円	300,000円	300,000円
	サンゴ苗購入・中間育成にかかる費用	650,000円	50,000円	300,000円
	日当（植付）	20,000円	20,000円	20,000円
	日当（モニタリング）	0円	0円	0円
	WEBページ更新費	143,000円	66,000円	130,000円
	WEBページ英語翻訳費	121,891円	24,420円	70,000円
	消耗品・備品購入	262,130円	200,000円	250,000円
	法定外公共用財産の使用料	687円	6,656円	12,000円
	その他		11,550円	60,000円
	看板製作費用（翻訳費用含む）			700,000円
	中間育成用生簀製作費用			300,000円
環境教育	小計	231,000円	107,000円	560,000円
	講師費用			60,000円
	会場代	231,000円	107,000円	300,000円
	観察機材費用			200,000円
総合計		5,216,334円		
助成金合計		5,000,000円		
残額		-216,334円		

以上

OCVB

申請時計画予算					
	2022(R4)年度 申請時予算	2023(R5)年度 申請時予算	2024(R6)年度 申請時予算	合計	
養殖サンゴ植付	委託費	300,000	300,000	300,000	900,000
	サンゴ苗①	300,000	300,000	300,000	900,000
	サンゴ苗②	300,000	300,000	300,000	900,000
	日当(植付)	60,000	60,000	60,000	180,000
	日当(モニタリング)	200,000	200,000	200,000	600,000
	HPコンテンツ制作(日/英)	400,000	250,000	250,000	900,000
	消耗品・備品購入	42,000	10,000	10,000	62,000
	法定外公共用財産の使用料				
	その他				
	看板製作費用(翻訳費用含む)				
	中間育成用生簀製作費用				
	講師代	36,000	36,000	36,000	108,000
	会場代	150,000	150,000	150,000	450,000
観察機材費用					
合計	1,788,000	1,606,000	1,606,000	5,000,000	

実績およびR5見込とR6増額要望			
2022(R4)年度 実績	2023(R5)年度 見込	2024(R6)年度 変更(増額)要望	合計
300,000	300,000	300,000	900,000
650,000	50,000	300,000	1,000,000
			0
20,000	20,000	20,000	60,000
0	0	0	0
143,000	66,000	130,000	339,000
121,891	24,420	70,000	216,311
262,130	200,000	250,000	712,130
687	6,656	12,000	19,343
	11,550	60,000	71,550
		700,000	700,000
		300,000	300,000
		60,000	60,000
231,000	107,000	300,000	638,000
		200,000	200,000
1,728,708	785,626	2,702,000	5,216,334

2019年アラムコ寄付金 支出計画 (案)

会計年度	年	月	項目	支出先	支出見込	残額	備考
2023年度			残高(2024.3.14)			13,945,262	
	2024	3	ジュニアサンゴレンジャー事務局業務委託	キュリオス沖縄	1,456,400	12,488,862	
	2024	3	サンゴ礁保全活動支援事業事務局業務委託	沖縄県環境科学センター	250,000	12,238,862	
	2024	3	ジュニアサンゴレンジャー助成金支払い	10団体	450,000	11,788,862	暫定
	2024	4	サンゴ養殖移植事業2023年度部分払い	久米島漁協	3,296,400	8,492,462	※1
	2024	4	サンゴ養殖移植事業2023年度部分払い	OCVB・テラスホテルズ	785,626	7,706,836	※1
2024年度	2024	4	ジュニアサンゴレンジャー事務局業務委託	キュリオス沖縄	1,600,000	6,106,836	※2
	2024	4	サンゴ礁保全活動支援事業事務局業務委託	沖縄県環境科学センター	500,000	5,606,836	※2
	2024	6	ホームページリニューアル業務委託	委託先検討中	1,000,000	4,606,836	※2
	2024	6	ジュニアサンゴレンジャー助成事業交付決定	10団体予定	500,000	4,106,836	※2
	2024	6	サンゴ礁保全活動支援事業交付決定	10団体予定	5,000,000	▲ 893,164	※2
支出合計					14,838,426		
					最終残高	▲ 893,164	

不足分は2021年寄付金から支出したい↑

- ※1 サンゴ養殖移植助成事業の増額に伴い、2021年寄付金の予算額では不足するため、2019年度寄付金から支払いを行いたい。
- ※2 契約や交付決定は2024年8月31日までに行う見込みだが、支払いはそれ以降になる可能性があり、見込額が確定していれば問題ないか、もしくは支払いまで8月31日までに行われている必要があるか確認が必要。

2021年アラムコ寄付金 支出計画（案）修正

会計年度	年	月	項目	支出先	支出見込		基金残額			備考	
					養殖移植	サンゴ保全活動	養殖移植	サンゴ保全活動	合計		
2023年度			残高(2024.3.13)					7,470,451	11,433,519	18,903,970	
	2024	3	サンゴ養殖移植助成事業事務局業務委託	海の自然史研究所	583,000		6,887,451	11,433,519	18,320,970		
	2024	3	久米島現場視察旅費（見込み）	中野会長	32,089		6,855,362	11,433,519	18,288,881	暫定	
	2024	3	久米島現場視察旅費（見込み）	藤田理事	32,089		6,823,273	11,433,519	18,256,792	暫定	
	2024	3	久米島現場視察旅費（見込み）	今宮氏	32,089		6,791,184	11,433,519	18,224,703	暫定	
	2024	3	2023交流会発表旅費	久米島漁協	150,000		6,641,184	11,433,519	18,074,703	暫定	
	2024	3	2023交流会発表旅費	OCVB・テラスホテルズ	4,000		6,637,184	11,433,519	18,070,703	暫定	
2024年度	2024	4	サンゴ養殖移植助成事業事務局業務委託	海の自然史研究所	1,200,000		5,437,184	11,433,519	16,870,703	追加	
	2024	6	2019年寄付金支出不足分			893,164	5,437,184	10,540,355	15,977,539		
	2024		発表会会場費・広報費等（サンゴ保全活動）			200,000	5,437,184	10,340,355	15,777,539		
	2024		発表旅費（サンゴ保全活動）			650,000	5,437,184	9,690,355	15,127,539		
	2024		活動費（サンゴ保全活動）			20,000	5,437,184	9,670,355	15,107,539		
	2024		審査会旅費等（サンゴ保全活動）			100,000	5,437,184	9,570,355	15,007,539		
	2024		謝金（サンゴ保全活動）			50,000	5,437,184	9,520,355	14,957,539		
	2024		移植事業旅費（養殖移植）			400,000	5,037,184	9,520,355	14,557,539		
	2024		活動費（養殖移植）			10,000	5,027,184	9,520,355	14,547,539		
	2024		謝金（養殖移植）			50,000	4,977,184	9,520,355	14,497,539		
	2025	2	サンゴ養殖移植助成事業成果報告会（仮）			1,000,000	3,977,184	9,520,355	13,497,539	※1	
	2025	3	サンゴ養殖移植事業2024年度残額	久米島漁協		6,279,400	▲ 2,302,216	9,520,355	7,218,139		
	2025	3	サンゴ養殖移植事業2024年度残額	OCVB・テラスホテルズ		2,702,000	▲ 5,004,216	9,520,355	4,516,139		
支出合計					12,474,667	1,913,164					
最終残高							▲ 5,004,216	9,520,355	4,516,139	※2	

不足分はサンゴ保全活動基金から支出したい↑

※1 3年間の養殖移植事業の成果報告会を実施したいが、寄付金から支出してよいか確認する必要がある。

※2 残額については、サンゴ礁保全活動助成事業、JSR事業の追加募集による支出などを検討したいと考えています。

令和6年度事業計画(案)

令和6年4月1日～令和7年3月31日までの活動(案)を下記のとおり提案する。

- (1) 理事会・総会及び交流会の実施
- (2) 役員選挙2024
- (3) サンゴ礁ウィーク2025
- (4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金 サンゴ礁養殖移植事業
- (5) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業
- (6) ジュニアサンゴレンジャー事業
- (7) ホームページのリニューアル
- (8) その他活動に必要な事項

表：令和6年度事業計画

2024年度 事業計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
理事会・総会・交流会		5月上旬 第35回理事会	6月下旬 第15回総会、第36回理事会 交流会(助成事業発表等)							第37回理事会		未定
役員選挙2024	選挙公示	立候補・推薦受付	投票期間	開票		新役員体制 総会承認						
サンゴ礁ウィーク2025 (事務委託:キュリオス沖縄)		サンゴ礁ウィーク2024 とりまとめ					準備期間	SW実行委員会設置 3/5を含む前後1週間程度 (3月2日(土)～3月16日(日))予定	企画決定	イベント公募	会場手記等	取りまとめ・広報など 日本サンゴ礁学会ポスター展示
サウジアラムコ サンゴ養殖移植助成事業 (事務委託:海の自然史研究所)	4/7 活動報告		7/7 活動報告			10/7 活動報告				1/7 活動報告		活動報告
	4月上旬 会計報告・2023年分支払い		定期評価(時期未定)							成果報告会	2月下旬	実績報告提出 3月末
												※支払いは3月末～4月
サウジアラムコ助成事業 (事務委託:沖縄県環境科学センター)	4月上旬 公募	5月下旬 公募締切り	6月中旬 助成先選定審査	6月下旬 助成先の決定・事業開始								事業実施
ジュニアサンゴレンジャー事業 (事務委託:キュリオス沖縄)	4月上旬 公募	5月下旬 公募締切り	6月中旬 助成先選定審査	6月下旬 助成先の決定・事業開始								事業実施
サンゴ礁イメージ展 (実施未定)								イメージ展 公募期間(10月～1月)		展示 コンテスト		展示 発表
												HP等による広報(通年)
那覇空港写真展 (実施未定)				7/12～9/30								写真展開催
ホームページの維持管理		HPリニューアル										サーバー移行・維持管理
後援、共催、協賛												随時
出版事業	※出版事業の実施については、予算の状況に応じて検討する予定											
その他活動に必要な事項 ・広報資料等の作成												随時

令和 6 年度の事務委託費について

○以下の業務について、今後委託することを予定している。

1 協議会事務局業務の委託について

平成 23 年度から協議会事務局作業（協議会事務局作業補助、助成事業に関する事務、会計事務、HP の維持管理など）の一部を、沖縄県環境科学センターへ委託し実施しており、今年度も引き続き、実績がある沖縄県環境科学センターへの委託を行いたい。

- ・委託の内容：協議会事務局作業補助、助成事業に関する事務、会計事務、HP の維持管理
- ・予算額：500,000 円
- ・契約予定日 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

2 サンゴ礁養殖移植助成事業の事務局業務の委託について

令和 4 年度から 3 か年計画で実施しているアラムコ助成事業の一つである「サンゴ養殖移植助成事業」の事務局業務を、令和 5 年度から引き続き NPO 法人海の自然史研究所へ委託を行いたい。

- ・委託の内容：事業実施団体との調整、報告徴収、調整会議の開催、事業の会計業務
- ・予算額：1,200,000 円
- ・契約予定日 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

3 ジュニアサンゴレンジャー事業及びサンゴ礁ウィーク事務局業務の委託について

ジュニアサンゴレンジャー事業及びサンゴ礁ウィークの諸手続き等の事務局業務について、令和 5 年度から引き続き (一社) キュリオス沖縄へ委託を行いたい。

- ・委託の内容：
 - (1) ジュニアサンゴレンジャー事業
実施要領や各種申請様式等の作成、支援団体等との調整、選考諸手続きに関わる事務、発表会調整など
 - (2) サンゴ礁ウィーク事務局業務
実施要領や各種申請様式等の作成、実施団体等との連絡調整、ポスター・チラシの作成及び関係各所への送付、広報に関する手続き、会場手配など
- ・予算額：調整中（例年の委託額：2,005,300 円）
- ・契約予定日 2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

4 ホームページサーバーの移転及びリニューアルについて

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会のホームページについて、現在の FC2 サーバーから移転し、デザインのリニューアルを実施する業務を委託する。

- ・委託の内容：ホームページサーバーの移転及びリニューアル
- ・予算額：1,000,000 円（業者未定）
- ・契約時期 未定（4 月以降早々に）

見積書

見積日 2024年3月18日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 御中

下記のとおり、御見積申し上げます。



特定非営利活動法人 海の自然史研究所

代表理事 今宮 則子

〒904-0113

沖縄県中頭郡北谷町宮城2-95

登録番号：T9360005002864



件名 サンゴ養殖移植助成事業の事務局業務

納期

支払条件 請求による

有効期限 2024年4月10日

合計 1,188,000 円

日付	摘要	税率	単価	数量	単位	小計	値引き	金額
	令和6年4月1日～令和7年3月31日のサンゴ養殖移植事業の事務局業務	10%	90,000	12	月	1,080,000		1,080,000
						0		0
						0		0
						0		0
						0		0
						0		0
						0		0
						0		0
						0		0

※は軽減税率対象、●は不課税対象

税率別内訳	税抜金額	消費税額
10%対象	1,080,000	108,000
軽減8%対象	0	0
0%対象	0	0
合計	1,080,000	108,000

備考

事務局業務内容は、

- ・2団体の定期報告、中間報告、実績報告、会計報告の徴収およびこれらの内容確認、精査、修正依頼等。
- ・上記のワーキンググループへのチェック依頼と必要な修正の団体への連絡等。
- ・ワーキンググループ、アラムコとの会議の日程調整や議事録作成。
- ・部分払い、精算払いのための資料確認と会長承認、請求書の徴収。
- ・その他、協議の上、事務局業務として必要な業務。

作成日 2024年3月27日

作成者 一般社団法人キュリオス沖縄

ジュニアサンゴレンジャー（JSR）

サンゴ礁ウィークに係わる業務内容

1. 各事業の工数

【ジュニアサンゴレンジャー（68人日）】

項目	内容	人日
ジュニアサンゴレンジャー開始時	協議会事務局との打合せ/スケジュール作成/募集資料の作成/理事会に確認	6
審査会の立上げ・運営	協議会理事の中から候補者を選出・打診/審査会構成員案を理事会で諮る	4
募集開始時	広報/初めての団体にはプランを考えて提案	11
募集締切後	申請書の内容確認/集計/審査/採択通知書の作成/団体連絡	9
2次募集開始、締切	同上	9
団体活動期間中	講師派遣依頼の調整/中間報告書の作成/	9
サンゴ礁ウィークイベントでの成果発表	団体・サンゴ礁ウィーク実行委員会・協議会事務局との調整/発表当日同行	4
団体報告書の作成	報告書の内容確認/団体への助成金支払い	14
JSR事務局報告書の作成		2
	合計	68

【サンゴ礁ウィーク（47人日）】

項目	内容	人日
サンゴ礁ウィーク 実行委員会関連	委員会立ち上げ／実行委員会開催準備／開催	7
共催・協賛・後援団体 関連	リストアップ／打診用書類作成／問い合わせ／郵送	7
応募書類などの書式・ フォーム準備	要項／要領／各様式／申し込みフォーム	4
応募団体への広報	広報チラシ作成	4
応募団体とのやり取り	応募受付／各種問い合わせへの対応／申請書修正指示 ／内容の確認／書式や広報素材の回収等	5
協議会提供の会場 (県博アトリエ)	借用交渉／申請書作成／希望団体の日程調整／搬入搬 出や掲示情報の共有	4
サンゴ礁ウィーク 広報印刷物作成	デザイナーとの交渉とやり取り／各団体と掲載事項の 調整／	3
上記印刷物の郵送	チラシ／ポスター／案内状を、実施団体／後援協賛共 催団体へ	5
SNS 広報	Facebook 投稿、協議会 HP 掲載情報の共有	3
参加団体の報告書取り まとめ		2
報告書作成		3
	合計	47

2. 業務内容一覧

<ジュニアサンゴレンジャー（JSR）>

- (1) 協議会事務局とスケジュール、業務内容の打合せ
 - ・募集は1回で10件集まることはほぼないので、年2回にわけて実施
 - ・スケジュール作成後理事会へ提出
- (2) JSR 募集資料作成（実施要綱、実施要領、募集要領、募集用チラシ）
 - ・資料作成後、理事会に提出し了承を得る
- (3) 審査会の立ち上げ・運営
 - ・協議会メンバーの審査会候補者を選出、打診
 - ・審査会構成員案を理事会で諮る
 - ・審査会長を協議会長より任命依頼
- (4) 1次募集開始
 - ・協議会 HP、SNS（Facebook、Instagram）協議会 ML で広報
 - ・過去に申請のあった団体などにメールで案内（2023年度30件）
 - ・応募したいが何をしたいのかわからない団体にはこちらでプランを作成、提案し、数回にわたり打合せを実施（2023年度6件、うち採択3件）
- (5) 1次募集締め切り
 - ・申請書の精査
 - 申請書の不備（記入漏れ、誤回答）が多いので2023年度はGoogleフォームを作成し、事務局から確認の連絡をする負担を軽減
 - この段階で活動内容が固まってない団体もあるので、打合せを行い内容を決めることもあった
 - ・申請書の集計
 - 審査会で審査を行うための書類を作成
 - ・審査会で審査
 - 締め切りまでに回答の得られない審査員へ連絡
 - 審査終了後は採択通知書を作成し、協議会事務局へ送付（協議会事務局が出力し、協議会印を押して各団体へ郵送）
 - 同時に採択通知書を団体へメールで送付
- (6) 2次募集開始、締め切り
 - ・1次と同じ内容
- (7) 各団体活動時
 - ・協議会に講師派遣依頼を出している団体との打合せ
 - 希望日・内容に沿った講師を理事会役員に連絡し調整
 - 講師が決まったら団体と講師をつなぐ
 - 当日の内容把握のためJSR事務局も打合せ参加
 - 予定していた活動を変更や、助成金の使途に変更が生じた場合は活動変更申請書を提出してもらい、協議会会長へ送り了承を得る

(8) 中間報告書(4半期ごとの報告書)の作成

- ・2023年度より初めて中間報告書の提出を団体に求めたので、様式の作成、団体へ連絡、団体から戻ってきたものの精査
- ・1次採択団体に限っては、採択から中間報告書提出まで3か月あったが活動内容は打合せのみ、もしくはまだ何も行っていないところが多く記入の方法に関する問合せが多かった
- ・中間報告書作成後は協議会事務局へ提出、内容に関して了承を得る

(9) 成果発表

- ・協議会が実施するサンゴ礁ウィークイベントにて、すでに活動終了しこの場で成果発表を希望する団体の確認と調整
 - 団体、サンゴ礁ウィーク実行委員会、協議会事務局との調整
 - 当日は案内のためJSR事務局からも人員派遣

(10) 報告書の作成

- ・活動終了した団体へ確認と報告書提出の連絡
- ・提出された報告書の内容精査
 - 1回でOKが出る団体はおらず1回~複数回やり取りをして修正
 - 完成した報告書を協議会事務局へ提出、内容に関して了承を得る
- ・団体へ助成金の支払い
 - 請求書の内容を確認し、問題がなければ協議会会長に助成金支払いの了承を得る
 - 会長から了承を得られたら、協議会事務局へ振込依頼
 - 協議会事務局より振込完了の連絡が来たら団体へ連絡
- ・団体へ事務手続き終了の連絡
 - 報告書の提出、助成金の振込みが終わった団体へ事務手続き終了の連絡
 - 成果発表に関して、内容詳細が決まり次第連絡

(11) JSR事務局報告書作成

<作成する書類のリスト>

1. ジュニアサンゴレンジャー実施要綱
2. ジュニアサンゴレンジャー実施要領
3. ジュニアサンゴレンジャー募集要領
4. 募集用チラシ
5. ジュニアサンゴレンジャー申請様式 (Google フォーム)
6. ジュニアサンゴレンジャー審査要領
7. 事務局報告書

<サンゴ礁ウィーク>

(1) 「サンゴ礁ウィーク実行委員会」の立ち上げと運営

- ・「サンゴ礁ウィーク XX 実行委員会」実行委員会を立ち上げ
 - 協議会メンバーの実行委員会候補者に打診して、実行委員会構成員案を理事会で諮る

(2) 実行委員会（ウィーク終了後の報告も含め全2～4回程度）の開催

- ・日程調整
- ・資料準備（県自然保護課と共同で）
- ・議題は進捗報告、後援や広報打診先についての調整、各種書類（要綱など）や制作物原稿の内容確認、その他実行委員会や理事に諮らなければならない内容の審議

(3) 共催・協賛・後援団体関連

- ・自治体、メディア、県内企業、その他各団体への協賛の取り付け
 - 例年だと、
 - 主 催：沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
 - 共 催：沖縄県、株式会社沖縄タイムス社
 - 協 賛：アラムコ・アジア・ジャパン株式会社
 - 後 援：自治体、学会、大学、研究機関等の団体
- ・後援打診先リスト作成
- ・共催、協賛、後援打診用資料の作成
- ・共催、協賛、後援団体に郵送やメールで打診
 - 共催と協賛団体には会長から、自治体には県自然保護課から打診。その他つながりのある企業には協議会会長から直接依頼

(4) サンゴ礁ウィーク参加団体（イベント登録団体）の募集と活動終了時

- ・サンゴ礁ウィーク応募書類の作成
- ・メーリングリストやHP、Facebook、参加してくれそうな団体に向けて直接案内
- ・応募書類の受け付け
- ・応募団体の審査
- ・参加団体への支援金の支払い
 - 例年希望団体のうち先着 20 団体に支援金の振込。報告書等提出後、振込依頼。

(5) 県立博物館・美術館のアトリエの借用交渉

- ・サンゴ礁ウィーク参加団体のうち室内プログラムを実施する団体を確認し、場所と日時の振分けが確定したのち博物館に借用手続き

(6) 広報

- ・広報資料の印刷物（ポスター、ロゴ、モノレール車内広告）原稿作成
- ・印刷物の種類と部数の決定（実行委員会内）
 - 印刷物例（★は毎年、それ以外はどれか一つ、もしくは無し）
 - のぼり、ステッカー（10×10cm）、シール（10×10cm）、ジャンパー
 - サコッシュ、チラシ（A4）★、ポスター（B2）★
- ・デザイン発注、入稿、注文
 - デザイナーへの発注～調整～請求関係のやり取り（大城愛香）氏
 - 原稿チェック、実行委員会への回覧
 - 各印刷物の印刷会社への発注と入稿

(デザイナーとどっちが入稿操作した方がいいか相談)

- ・ 協議会事務局とポスターとチラシのセットを関係先へ発送
 - ポスター・チラシの主な配布先
 - イベント登録団体、実行委員会、協議会理事、共催や後援団体、協賛企業
 - 沖縄県（沖縄県からは県関係機関、県内各大学校長へ配布し、広報依頼を行った）
 - ・ 報道機関への広報依頼、取材依頼（後援を取っていると依頼しやすい）
 - ・ Facebook ページの運用
 - 各種イベントやスケジュールの告知、協議会参加団体の取り組み紹介、その他サンゴ礁に関わる発信など
 - ・ ゆいレール車内広告
 - 沖縄都市モノレールへの打診
 - モノレール主要駅へのポスターとビラの設置
 - ・ 沖縄タイムス（共催）と連携した広報
 - 沖縄タイムスへの打診・交渉
 - サンゴ礁ウィークスタートの社告の掲載
 - 「論壇」への会長の寄稿掲載
 - 新聞広告出稿
 - 沖縄タイムス+プラス「ニュース」カテゴリーへの記事掲載
 - 沖縄タイムス社のホームページ内の2月17日付けの「イベント」「お知らせ」カテゴリーに、サンゴ礁ウィークについての記事を掲載
 - ・ アラムコ・アジア・ジャパンによる広報協力
 - 内容については先方にお任せ、必要資料などあれば提供
 - ・ 後援団体などによる広報協力
 - OCVB など
 - テレビ・ラジオでの広報
 - ・ 雑誌などへの記事掲載
 - 沖縄関係、レジャー関係の雑誌などへのサンゴ礁ウィークの紹介記事掲載
 - 趣旨に賛同して記事を載せてくれないか打診
 - ・ WEB メディアへの掲載
 - ・ イベント参加団体による広報協力依頼
- (7) 各種イベント・キャンペーンなどとのコラボレーション**
- ・ 国際サンゴ礁年などにあたる場合は連動した動きができるよう調整する。そのほかにも関係団体のイベントがあれば協働できないかはたらきかける。
例) サンゴ礁学会大会、慶良間諸島国立公園10周年記念事業（2023年度）など
- (8) わたしのサンゴ礁イメージ展**
- ・ 絵画と写真の出展作品を募集
 - ・ 協議会役員により審査をおこない、入賞者を表彰（ウィークでイベントやセレモニーをやる場合はその場を借りて）
 - ・ 沖縄県立博物館・美術館のロビー等にて応募作遺品を展示
 - 博物館と場所借用に関する日程調整と借用手続き

- (9) イベント参加団体の報告書作成
- (10) 全体報告書の作成
- (11) 交流会での成果報告

<作成する書類のリスト>

1. サンゴ礁ウィーク XX 実施要領
2. サンゴ礁ウィーク XX 実施要綱
3. イベント登録募集チラシ
4. 申請書フォーマット
5. タイムテーブル
6. イベント参加団体用報告書テンプレート
7. イベント参加団体用実施後アンケート
8. 事務局報告書

御見積書

2024年3月25日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 中野 義勝 様

件名：2023年度事務委託費

合計金額：¥500,000-（消費税を含む）

下記のとおり見積もり致しますので、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

〒901-2111 沖縄県浦添市字経塚720番地
一般財団法人 沖縄県環境科学センター
代表理事 渡嘉敷 義浩
TEL:098-875-1941
FAX:098-875-1943

項目	単価 (円)	数量	金額 (円)	摘要
1. 直接人件費				
・ 事務局運営補助	25,900	7.0	181,300	1名 × 7日
・ アラムコ助成事業	25,900	5.0	129,500	1名 × 5日
・ ホームページ管理	25,900	2.0	51,800	1名 × 2日
小計			362,600	
3. 諸経費(30%以内)			91,946	直接人件費 × 0.3以内
小計			91,946	
税額(10%)			45,454	
合計(消費税含む)			500,000	

備考

各項目の作業量は以下を基本とする。

- ・ 事務局運営補助は理事会及び総会等の開催時の補助（3日）、会計資料等の整理（4日）
- ・ アラムコ助成事業は、申請書類の受付（1日）、審査会の準備運営（3日）、活動者への支払いに関する調整（1日）
- ・ ホームページは都度更新。頻度は3ヶ月に1回（0.5日）。

御見積書

No. 240326-1

2024/3/26

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 御中

一般社団法人キュリオス沖縄

代表理事 玉那覇 聖子

〒900-0016

沖縄県那覇市前島二丁目5番17号

福琉産業ビル前島6階

Tel:080-9851-8835

いつもお世話になっております。
下記の通りお見積申し上げますのでよろしくお願い致します。

案件名	2024年度ジュニアサンゴレンジャーおよびサンゴ礁ウィーク（サンゴ礁ウィーク2025）事業事務に係る委託事業
納入期日	2025年3月31日
見積合計金額	¥2,882,000（税込）

担当
宮崎悠

見積有効期限	2024年4月30日
お支払条件	

商品名	単価	数量	単位	金額	備考
A. ジュニアサンゴレンジャー事業事務に係る委託					
直接人件費					
運営庶務	20,000	39	人日	¥780,000	1名×39日
採択団体の活動支援	20,000	29	人日	¥580,000	1名×29日 報告や成果発表の 補助を含む
直接経費					
資料印刷費	20,000	1	式	¥20,000	
広告費	50,000	1	式	¥50,000	応募団体募集のため のSNS広告など
諸経費	136,000	1		¥136,000	直接人件費 10%
A.の小計				¥1,566,000	
B. サンゴ礁ウィーク2024に係る委託					
直接人件費					
サンゴ礁ウィーク運営庶務	20,000	47		¥940,000	1名×47日
直接経費					
資料印刷費	20,000	1		¥20,000	
諸経費	94,000	1		¥94,000	直接人件費 10%
B.の小計				¥1,054,000	
			小計	¥2,620,000	A+B
			消費税	¥262,000	
			合計	¥2,882,000	

【特記事項】

報告書の納品期日については委託元と協議の上で決定する。

令和 6 年度助成事業の実施について

1. 募集要領概要

- ・ 2024 年度助成事業を実施するにあたり、各種要領と要綱、は概ね過年度と同様の内容とする。
- ・ 募集は 4 月初旬から 5 月下旬にかけて 1 か月半の募集期間を設けて行う予定である。
- ・ 2019 年度の申し送り事項について、「応募数も少なく、助成事業が知られていない。助成事業募集の広報に課題がある。早めにより広く広報できるように検討すべきである。」との指摘があった。

2. 審査会の構成員

審査会の構成員は、過年度の審査会の構成員を軸として、以下のとおり提案したい。ただし、現在調整中のため、変更の可能性がある。

(1) 2024 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業 (2020 年審査会を踏襲)

審査会構成員 (審査会長は別途選任する。)
審査員 岡地 賢 (理事: コーラルクエスト)
審査員 案納 昭則 (理事: 個人会員)
審査員 出井 航 (理事: 沖縄県自然保護課)
審査員 鈴木 祥之 (理事: 環境省沖縄奄美自然環境事務所)
審査員 吉田 稔 (理事: 八重山サンゴ礁保全協議会)
(アイウエオ順)

(2) 2024 年度ジュニアサンゴレンジャー事業 (2023 年審査会を踏襲)

審査会構成員
審査会長 大堀 健司 (理事: エコツアーふくみみ)
審査員 案納 昭則 (理事: 個人会員)
審査員 出井 航 (理事: 沖縄県自然保護課)
審査員 後藤 亜樹 (一般会員: 個人)
審査員 鹿谷 麻夕 (理事: しかたに自然教室)
(アイウエオ順)

3. スケジュール

- 3 月: 準備 (審査員調整、必要書類等の作成、理事会にて募集要領等の承認等)
- 4 月初旬~5 月下旬: 応募期間
- 6 月初旬~中旬: 審査会による審査
- 6 月中旬: 理事会での承認
- 6 月下旬: 総会で今年度事業計画承認
- 7 月頃から活動開始
- 2025 年 1 月末活動終了

4. 告知方法

- ・ 協議会 web サイトへの掲載
- ・ 活動実績のある団体、協議会会員、その他関係団体への広報協力の依頼

5. 運営体制

事務局、(一財) 沖縄県環境科学センター (サンゴ礁保全活動支援)、キュリオス沖縄 (ジュニアサンゴレンジャー)

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」という。）は、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うこと」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体または個人への助成事業を実施する。

(助成対象活動)

第2条 助成対象となる活動は、協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる次の内容とする。

- (1) 攪乱要因の除去活動
- (2) サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動
- (3) 調査研究・モニタリング
- (4) その他サンゴ礁の保全に関すること など

(助成対象)

第3条 助成対象は、次の条件を満たす団体・個人でなければならない。

- (1) 協議会の趣旨に賛同し、会員の資格を有していること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (6) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(助成事業の手続き等)

第4条 助成を希望するものは、助成申請書（第1号様式）に関係書類を添付の上、協議会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- 2 手続き等については、別に定める要領等に従うものとする。

(普及広報)

第5条 助成対象者は、助成対象活動の際及び活動の成果を公表する際には、協議会からの助成を受けた活動である旨の普及広報に努めるものとする。

- 2 活動実施後、協議会活動交流会等において、活動報告を行うこと。

(助成事業の窓口)

第6条 協議会は、助成事業の事務を円滑に行うために助成事業業務の全部または一部を、外部の第三者に委託することができるものとし、その実務は次のとおりとする。

- (1) 協議会名義の口座（助成事業分）の通帳等の管理

- (2) 本助成事業の出納管理等の会計事務
- (3) 本助成事業にかかる外部からの問い合わせへの対応
- (4) 本助成事業業務に関する申請受付の開催等に係る事務、実績報告等の取りまとめ
- (5) その他、本助成事業の実施に関する業務

(審査会)

第7条 協議会は、助成対象活動の公平な決定を行うために、サンゴ礁保全活動助成事業審査会（以下「審査会」）を設置することとし、その構成員は、理事会で承認するものとする。

- 2 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命するものとする。
- 3 審査会は、第4条により提出された助成申請書等について審査（必要に応じて申請者に対しヒアリング）を行い、助成対象活動として相応しいものを選定する。
- 4 審査会で技術的な判断が困難な場合は、外部の有識者にヒアリングできるものとする。その際には、申請内容の取り扱いに十分注意する。

(助成対象の決定等)

第8条 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を助成審査結果通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項による助成審査結果通知を受けた後、この助成金の申請を取り下げようとするときには、この通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 審査結果通知書により通知を受けた助成対象団体は、審査結果通知書にある採択金額の半額を限度とし概算払い請求書（第8号様式）により申請できる。

(活動費等の変更)

第10条 助成対象活動について変更が生じた場合は、速やかに会長に助成活動変更承認申請書（第3号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。但し、会長が軽微な変更であると判断した場合は、この手続きを省略することができる。

- 2 助成対象活動の活動費総額等の変更を承認する場合は、その旨を、助成対象活動変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成対象活動の実施確認)

第11条 協議会は、必要に応じて、助成対象活動が申請書の記載内容に基づき適正に実施されているか否か、ヒアリングや現地調査等により確認する。

(実績報告)

第12条 第9条の規定に基づき助成金の交付を受けた者は、活動完了後、助成活動実績報告書(第5号様式)に関係書類を添付のうえ、提出しなくてはならない。

2 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成金額の確定)

第13条 助成活動実績報告書の書類審査及び必要に応じて行うヒアリングや現地調査等により、助成金額確定通知書(第6号様式)により助成対象者に通知する。

2 前項において、報告に係る助成対象活動の結果が活動費の減額等により、既に交付した助成金の一部返還等が必要と認められるときは、助成金一部返還請求書(第7号様式)により、助成金の返還を命じることができる。

3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成の取り消し等)

第14条 助成の取り消し等については、別に定める要領等に従うものとする。

(帳簿等の整備)

第15条 助成金の交付を受けた者は、助成金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成活動が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月25日から施行する。

この要綱は、平成29年6月17日から施行する。

2024年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」実施要領

1. 目的

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進することを目的とします。

2. 申請関係書類の取り扱い

本助成事業の申請のために提出した書類については、審査会内部での取り扱いとし、本人の許可を得ることなく、公開或いは他の業務に利用することはありません。

3. 支援対象経費の内容

本助成に係る対象経費は、非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わるものであり、団体等の運営に係る人件費、事業に直接関係のない備品や消耗品など主催者が不適切と判断したものは対象外とします。

助成対象例) 消耗品、機器賃借料、燃料費、保険料、講師謝礼金、旅費、会場使用料、駐車・高速料金、通信運搬費、印刷費など。

4. 事業実施

(1) 事業の実施は、助成審査結果通知書(第2号様式)が届いてから開始すること。

(2) 助成に際しては、金額や内容等に条件を付す場合がある。その際、提示された条件で事業実施が困難な場合は、辞退することができる。

(3) 活動内容を大幅に変更する場合は、活動変更承認申請書(第4号様式)を提出し、前もって協議会の承認を受けること。ただし、2024年度は活動期間の延長は認めない。

(4) 活動の際及び活動の成果を公表する際には協議会の助成をうけたことを明記すること。

(5) 事業の実施に当たり、保全活動等によるサンゴ礁保全への効果について、助成事業申請書(第1号様式)及び実績報告書(第5号様式)に具体的に示すこと。

5. 実績報告等

(1) 活動終了時には、速やかに実績報告書(第5号様式)を提出すること。

(2) 実績報告書には、領収書の写し等の関係書類を添付すること。

(3) 上記の提出期日は、事業終了後2ヶ月以内とする。

(4) 実績報告書は協議会のホームページや出版物等で公開する。

(5) 助成を受けた団体については、次回総会終了後に行われる活動交流会等において、活動報告を行うこと。なお、発表する場合は旅費を支給する。

~~(6) 観察会や講習会などイベントを実施する場合は、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」などを参考に、新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。なお、申請書にはイベント等が実施できなくなった場合の代替案を記述すること。~~

~~【参考】~~

~~沖縄県主催イベント等実施ガイドラインについて~~

https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/2020_new_korona_event_info.html

6. 助成金の確定

助成活動実績報告書（第5号様式）の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第6号様式）により助成対象者に通知します。

7. 助成金の交付

- （1）助成が確定した段階で、助成額の半額を上限として、請求に基づき概算払いをすることができます。事業の実施上全額が必要な場合は、事務局にご相談下さい。
- （2）精算は、事業実施報告書提出後の審査の後に、残額を精算払いします。
- （3）助成対象活動の結果が活動費の減額等により、概算払で交付した助成金に満たない場合は、概算払で支払った助成金の一部を返還いただくことになります。

2024年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」募集要領

1 背景及び目的

平成23年2月、サウジアラムコが日本政府と合意し沖縄県うるま市の沖縄石油基地のタンクを借り受けて開始した原油貯蔵事業で沖縄との関係が深まったことを契機に、サウジアラムコから沖縄県のサンゴ礁の保全再生を支援することを目的とした寄付をいただきました。

寄付金については、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会で受入れ、県内でサンゴ礁保全活動を行っている団体への助成など、サンゴ礁保全のために活用させていただくことになりました（サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金）。

これにより、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進すること」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体への助成事業を実施します。

2 助成対象の活動内容

助成対象となる活動は、本協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる下記のような内容とします。

例) 攪乱要因の除去活動、サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動、調査研究・モニタリング、その他サンゴ礁の保全に関することなど

※サンゴ移植については、別添の審査基準を参考としてください。

3 支援対象経費の内容

- ・非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わる消耗品などの直接的な経費。
- ・団体等の運営に係る人件費、備品や消耗品など主催者が不適切と判断したものは不可。

4 応募資格

- (1) 本協議会の会員であること
- (2) 本協議会の趣旨に賛同している者であること
- (3) 法令等に違反していないこと
- (4) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (7) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

5 予算及び採択団体または個人

- ・2024年度予算総額 300500万円
- ・5～10団体への助成を予定（1団体あたり100万円を上限とする）
- ・2024年度予算総額から採択団体に分配

6 事業実施期間

決定の日から 1年間2024年1月31日まで（2024年度は活動期間の延長は認めない。）

7 応募方法

(1) 提出書類

① 必須書類

- ・ 助成申請書（第1号様式）
- ・ 事業計画書（様式は任意。内容は事業内容、スケジュール、積算の内訳、予算（収入）に関する事など）
- ・ 団体の概要が分かる資料（様式は任意）

② 任意書類

- 定款（会則等）の写し
- 活動実績（事業報告書や特徴的な活動の実績報告書）
- その他（事業計画書の補足など）

(2) 問い合わせ及び提出先

〒901-2111 沖縄県浦添市経塚 720

一般財団法人沖縄県環境科学センター環境科学部（山川）

Mail : coralreef@okikanka.or.jp TEL : 098-875-5208

(3) 提出方法

- ・ 応募申請書に必要事項を記載し、添付資料を加え、郵送又は直接持参又は
- ・ E-Mail によりファイルを添付（ファイルの形式は pdf もしくは word）

(4) 提出期限

202024年 10月 5日 必着

8 提案事業の決定について

(1) 選考方法

- ・ 書類審査
- ・ 審査会により審査を行い、その結果に基づき、協議会の理事会において、その可否を決定します。

(2) 審査基準

- ・ 協議会の趣旨や基本理念に沿った内容か、活動内容（事業の必要性、保全効果、波及効果、安全性、遵法性）と、活動計画と費用の妥当性、これまでの活動実績などを総合的に審査します。

9 その他

(1) 実施方法、実績報告書、採択条件など詳細については、別途定める要領によるものとします。

(2) 安全管理について十分に検討し、事業計画書を作成すること。特に、潜水をとまなう活動は、AED、酸素キットの準備を行うこと。活動主体となる団体がこれらの備品を持っていない場合は、借用などを検討すること。

~~(3) 観察会や講習会などイベントを実施する場合は、新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。また、イベント等が実施できなくなった場合の代替案を記述すること。~~

サンゴ移植活動審査基準

1. サンゴ移植の目的が明確であり、単なる集客目的のイベントになっていないこと。
2. 移植に用いるサンゴは、当該地域の関係法令規則に基づいて採捕され由来のはっきりしたものを使っている。
 - a. 試験研究の場合は特別採捕許可を受けている。
 - b. サンゴ移植活動の場合は、正規の手続きに従い採捕・養殖された種苗を用いている。
3. サンゴ礁生態系の遺伝的攪乱に配慮している。
 - a. 海外産のサンゴでない。
 - b. 移植先の海域からできるだけ近い海域のサンゴを使用している。
4. 地域の漁業協同組合などと調整し、理解を得ている。
5. 以下の項目などを考慮して移植場所を選定している。
 - a. サンゴ幼生の自然加入が少ない。
 - b. 赤土や過剰な栄養塩などの影響が少ない。
 - c. 移植するサンゴが元々生息していた環境と似た環境（水深，流れ，波当たり等）。
 - d. 高水温になりにくい環境（流れ，水深など）。
 - e. 移植時点で周囲にオニヒトデが少ない。
 - f. 移植したサンゴが，将来，幼生の供給源となる可能性がある。
 - g. 移植先の元の環境に配慮している。
6. 移植後のモニタリング（生存率や成長など）が計画されている。
7. 移植後の管理計画（海藻類の除去，オニヒトデ・魚類等の食害生物対策など）が組まれている。
8. サンゴ礁保全の普及啓発・広報（活動の経過・結果・成果など）が含まれている。

なお、より詳細な情報につきましては、「沖縄県サンゴ移植マニュアル」を参考にしてください。

<

<http://www3.pref.okinawa.lg.jp/site/contents/attach/19664/manual.pdf><https://www.pref.okinawa.jp/kurashikankyo/kankyo/1004676/1004683.html>

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業の審査要領

事業名：「2024年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」

1. 審査員について

- (1) サンゴ礁保全活動助成事業審査会（以下「審査会」）の構成員は理事会で承認する。
- (2) 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命する。
- (3) 審査は審査会長が進行し、審査会長及び審査員は個人的利害から離れ、中立公平に審査する。
- (4) 団体、個人に関わらず、審査会長及び審査員が関係する団体や個人から応募された申請に関しては、その審査会長及び審査員は評価に加わらない。

2. 審査における留意事項

- (1) 審査経過は公表しない。
- (2) 審査過程で起こる外部からの働きかけには、申請の取り下げを除き、対応しない。

3. 審査の手順

- (1) 審査の手順は以下の①～⑤の手順で行う。
 - ①申し込み締切日までに申請のあった申請書について、事務局が必要項目などの内容の取りまとめを行い、審査会前に審査員へ送付する。
 - ②審査は減点方式にて行う。審査員は当該審査にかかる書類を熟読し、審査項目別に評価し、評価結果を審査会開催前に事務局に提出する。
 - ③審査の際、申請内容について確認が必要な場合は、事務局を通して申請者へ問い合わせる事ができるものとする。
 - ④事務局は審査員全員の評価結果を合計し、点数の高い順に序列を付け、審査会にて提示する。
 - ⑤審査会では、事前に評価した内容をもとに審査し採択について検討する。
 - ⑥審査については以下のとおり行うこととする。
 - ア. 原則として採択は評価点数の高い順に序列に従って行う。
 - イ. 同点者が出た場合は、審議して序列を決める。
 - ウ. 上記のア、イの項目に限らず、特別に配慮することがあれば審議して序列変更の可否を決める。なお、特別に配慮することに相当するかどうかは審査会で審議して決める。
 - エ. 申請書の支出項目を精査し、適切でない支出項目が含まれる場合は、申請額を減額し、採択する。適切でない支出項目の判断については、募集要領に照らして審査会で審議決定する。
 - オ. 採択件数は助成予算総額と申請予算総額との関連で決める。

4. 審査項目

- (1) 評価は設定した複数の評価項目について行う。
- (2) 評価項目および各評価項目の配点は次の通りとし、総得点を50点とする。

①事業の必要性	10点
②事業の保全効果	10点
③事業の波及効果	7点
④計画の妥当性	5点
⑤経費の妥当性	8点
⑥事業の安全性	5点
⑦事業の遵法性	5点

~~（なお、⑥事業の安全性には、新型コロナウイルス感染症対策を含める。）~~

- (3) 審査員は総得点50点から、申請書に減点対象となる内容があれば、対応する評価項目の配点内（最低得点は0点）で減点していく。減点する場合は、下記の基準で判断すること。

- ①評価項目に、減点対象となる内容があれば、その対象毎に減点する。
- ②判断の基準は、減点対象の内容が「良くない」と判断される場合は-1点、「非常に良くない」判断される場合は-2点とする。
- ③いずれかの評価項目において、審査員の過半数以上が0点の評価をした場合、当該申請は不採択とする。

6. 助成対象の決定について

- (1) 審査会は、審査結果を理事会へ報告することとする。
- (2) 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を申請者に通知するものとする。

2024 度「ジュニアサンゴレンジャー事業」実施要領（案）

1. 目的

こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習、および指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップを支援することで、沖縄県のサンゴ礁が末永く保全されるための活動を拡大することを目的とします。支援対象は沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣意書・基本理念に合致する活動とします。

2. 申請関係書類の取り扱い

本助成事業の申請のために提出した書類については、審査会内部での取り扱いとし、本人の許可を得ることなく、公開或いは他の業務に利用することはありません。

3. 支援対象経費の内容

本助成に係る対象経費は、非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わるものとします。団体等の運営に係る人件費、事業に直接関係のない備品や消耗品など主催者が不適切と判断したものは対象外とします。

4. 事業実施

- (1) 事業の実施は、助成審査結果通知書（第2号様式）が届いてから開始すること。
- (2) 助成に際しては、金額や内容等に条件を付す場合がある。その際、提示された条件で事業実施が困難な場合は、辞退することができる。
- (3) 助成金が採択された活動団体は、助成審査結果通知書にある採択金額を請求書（第9号様式）にて請求することができる。
- (4) 講師派遣や活動の魅力アップ、研究相談などの支援を必要とする場合は、活動支援申請書（第3号様式）を提出すること。
- (5) 活動内容を大幅に変更する場合は、活動変更承認申請書（第4号様式）を提出し、前もって協議会の承認を受けること。
- (6) 活動の際及び活動の成果を公表する際には協議会の助成をうけたことを明記すること。
- (7) 事情によりやむをえず採択された活動が実施できなくなり、辞退するときは辞退届け（第10号様式）を提出すること。

5. 実績報告等

- (1) 活動終了時には、速やかに実績報告書（第6号様式）を提出すること。
- (2) 上記と別に、3ヶ月に1回程度の途中経過報告（WEBフォーム利用可）を提出すること。
- (2) 実績報告書には、領収書の写し等の関係書類を添付すること。
- (3) 上記の提出期日は、事業終了後2ヶ月以内。
- (4) 実績報告書は協議会のホームページや出版物等で公開する。
- (5) 助成を受けた団体については、助成をうけた年度の直近に行われるサンゴ礁保全推進協議会主催の以下の3つのイベントのいずれか一つ以上に参加すること。
 - ・「サンゴ礁ウィーク」（例年3月5日前後の2週間）に行われる成果発表会において口頭発表またはポスター出展をおこなう。
 - ・協議会の「交流会」（2025年6-7月ごろを予定）で行われる成果発表会において、口頭発表またはポスター出展をおこなう。
 - ・「私のサンゴ礁展」（秋頃募集開始、2025年1月末締切予定、サンゴ礁ウィーク期間中に掲出予定）に活動団体に所属する幼児、小学生、中学生、高校生の絵または写真を提出する。

なお、サンゴ礁ウィークか協議会交流会で発表する場合は旅費を支給する。ポスター発表の場合は責任者1名、口頭発表の場合は引率1名と発表者2名の旅費を支給する。県外及び離

島からの参加は10件（年間で）中5件程度とし、先着順とする。ただし、予算に余裕がある場合はこの限りではない。

6. 助成金の確定

実績報告書（第6号様式）の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第7号様式）により助成対象者に通知します。

7. 助成金の交付

助成が確定した段階で、助成額を支払います。

2024年度「ジュニアサンゴレンジャー事業」募集要領（案）

1 背景及び目的

2011年2月、サウジアラムコが日本政府と合意し、沖縄県うるま市の沖縄石油基地のタンクを借り受けて原油貯蔵事業を開始したことで沖縄との関係が深まったことを契機として、サウジアラムコより沖縄県のサンゴ礁の保全・再生を支援するための寄付をいただきました。寄付金については、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会で受入れ、サンゴ礁保全のための諸事業に活用してきました。

加えて2017年度には新たな寄付（アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金）をいただくことになり、これを受けて沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では2017年度より「ジュニアサンゴレンジャー事業」を実施しています。本事業は「こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行う」とともに「指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップをめざす」ことで、「沖縄県のサンゴ礁が未永く保全されるための活動の拡大」を目的とした助成事業です。

2 助成対象の活動

助成対象となる活動は、本協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、サンゴやサンゴ礁の保全・およびそれらに関する知識の普及啓発に関する活動や調査・研究活動です。

例) 幼児を海で遊ばせながらサンゴ礁の保全に関する活動を盛り込んだ体験教室、児童生徒、学校のクラブ活動などでサンゴ・サンゴ礁生物・サンゴ礁の環境などに関する自由研究、海岸清掃や看板作りなどの自治会の活動、子ども会のサンゴ礁に関する野外実習など、サンゴ礁の保全と普及啓発に関する活動。

3 支援対象経費の内容

- 非営利な活動で、申請を行う活動の内容に関わる消耗品購入、外部講師費、移動費などの直接的な経費を支援対象とします。
- 団体等の運営に係る人件費、申請を行う活動と直接かかわりのない消耗品、および備品の購入など、主催者が不適切と判断したものは不可。

※事業実施期間（採択決定の日～2025年3月31日まで）に行われる活動の経費に限ります。

4 応募資格

- 1) 協議会の趣旨に賛同し、会員の資格を有していること。
- 2) 法令等に違反していないこと。

- 3) 予算、決算、事業報告を適正に行えること（3ヶ月に1回程度の途中経過報告が必要となります）。
- 4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- 5) 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- 6) 暴力団ではないとともに、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- 7) 幼児、小学生、中学生、高校生のいずれかが参加を予定する活動であること。
- 8) 活動の主体は、保育園・幼稚園・各種学校におけるクラブ・同好会、NPO、地域自治会、子ども会、PTA等の教育・保全・研究活動団体であること。
- 9) 活動団体には必ず成人の活動責任者を含むものとし、その責任者は活動団体メンバーが所属する前号の団体に所属することを原則とすること。

5 支援内容

- 1) 助成金の給付
 - 1活動団体あたり上限5万円（ただし、使途・日付入りの領収書の写しの提出が必要、余剰は返金すること。）
 - 10団体程度への助成を予定。
- 2) 活動に関する相談、研究支援
 - 講師派遣：1つの活動団体に1回限り、協議会から講師を派遣して出前授業を行うことができる。
 - 活動の魅力アップ：すでに出ている幾つかのサンゴに関する環境学習の教材を紹介（「サンゴのはなし」「1,2,サンゴ」など）
 - 研究相談:研究等が行き詰まったときに、専門家に相談できる（随時）。

6 事業実施期間

助成決定の日から 2025年3月31日まで

7 応募方法

- 1) 提出書類について
 - 申請書・団体概要書（第1号様式）
※上記様式についてはWEBフォームでの申請が可能

- 2) 問い合わせ及び提出先

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会事務局 ジュニアサンゴレンジャー担当
〒900-0016 沖縄県那覇市前島二丁目5番17号 福琉産業ビル前島6階
一般社団法人キュリオス沖縄 宮崎・玉那覇
Mail : info@curiousokinawa.com
TEL : 080-9851-8835

※書類、助成対象になるかどうか、対象となる経費などについてもお気軽にお問い合わせください。

(3) 提出方法

- Web フォームに必要事項を記入して送信
 - もしくは上記の応募申請書に必要事項を記載し、添付資料を加え、宛先まで郵送または直接持参
 - もしくは E-Mail によりファイルを添付（ファイルの形式は pdf ファイルに限る）
- でお願いします。

(4) 提出期限 2024 年 5 月 31 日（金）必着

8 提案事業の決定について

1) 選考方法

- 書類審査・審査会により審査を行い、その結果に基づき、協議会の理事会において、その可否を決定します。※結果通達は 7 月上旬を予定

2) 審査基準

- 協議会の趣旨や基本理念に沿った内容かどうかや、活動計画と費用の妥当性、これまでの活動実績などを総合的に審査します。

9 その他

- 1) 実施方法、実績報告書、採択条件など詳細については、別途定める実施要領によるものとします。
- 2) 特にフィールドでの活動の場合、自主的に活動計画書（何時から何時まで何名でどこに行き、引率者は誰で、荒天時の対応はこうする、等）を作成するなど、安全管理については十分な対策をお願いします。

2024年度「ジュニアサングレンジャー事業」審査要領

事業名:「2024年度ジュニアサングレンジャー事業」

1. 審査員について

- (1) ジュニアサングレンジャー事業審査会(以下、「審査会」)の構成員は理事会で承認する。
- (2) 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命する。
- (3) 審査は審査会長が進行し、審査会長及び審査員は個人的利害から離れ、中立公平に審査する。
- (4) 団体、個人に関わらず、審査会長及び審査員が関係する団体や個人から応募された申請に関しては、その審査会長及び審査員は評価に加わらない。

2. 審査における留意事項

- (1) 審査経過は公表しない。
- (2) 審査過程で起こる外部からの働きかけには、申請の取り下げを除き、対応しない。

3. 審査の手順

審査の手順は以下の①-⑥の取り決めにしたがって行う。

- ① 申し込み締切日までに申請のあった申請書について、事務局が必要項目などの内容の取りまとめを行い、審査会前に審査員へ送付する。
- ② 審査は加点方式にて行う。審査員は当該審査にかかる書類を熟読し、審査項目別に評価し、評価結果を審査会開催前に事務局に提出する。
- ③ 審査の際、申請内容について確認が必要な場合は、事務局を通して申請者へ問い合わせる事ができるものとする。
- ④ 事務局は審査員全員の評価結果を合計し、点数の高い順に序列を付け、審査会にて提示する。
- ⑤ 審査会では、事前に評価した内容をもとに審査し採択について検討する。
- ⑥ 審査については以下のとおり行うこととする。
 - ア. 原則として採択は評価点数の高い順に序列に従って行う。
 - イ. 同点者が出た場合は、審議して序列を決める。
 - ウ. 上記のア、イの項目に限らず、特別に配慮することがあれば審議して序列変更の可否を決める。なお、特別に配慮することに相当するかどうかは審査会で審議して決める。

エ. 申請書の支出項目を精査し、適切でない支出項目が含まれる場合は、申請額を減額し、採択する。適切でない支出項目の判断については、募集要領に照らして審査会で審議決定する。

オ. 採択件数は助成予算総額と申請予算総額との関連で決める。

4. 審査項目

- (1) 評価は設定した複数の評価項目について行う。
- (2) 評価項目と各評価項目の可否および配点は次の通りとし、総得点を 20 点とする。
 - ① 協議会の基本理念に沿っているかどうか 可・否
 - ② 計画の妥当性 10 点
 - ③ 経費の妥当性 10 点
 - ④ 活動の安全性 可・否
 - ⑤ 活動の遵法性 可・否
- (3) 審査員は評価項目①および④、⑤については可否を判断し、いずれかの評価項目において、審査員の過半数以上が「否」の評価をした場合、当該申請は不採択とする。評価項目②および③については 10 段階の評価を行う。評価は受理された申請を相対的に評価すること。

5. 助成対象の決定について

- (1) 審査会は、審査結果を理事会へ報告することとする。
- (2) 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を申請者に通知するものとする。

寄付金等細則の改正について

寄付金等細則について、以下の改正案のとおり改正したい。

○寄付金等細則（改正案）

平成 21 年 6 月 14 日

改正

平成 23 年 12 月 18 日

令和 6 年 3 月 29 日

寄付金等細則

【 目的 】

第 1 条 この細則は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第 27 条に基づく、寄付金等の運営に関し必要な事項を定めるものである。

【 定義 】

第 2 条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等をいう。

【 寄付金等の受け入れ 】

第 3 条 企画委員会は、寄付の申請を審査し、受け入れについて適当であると認めたものについて、理事会において承認を得る。

2 寄付の申請について審査を行う必要がないと認められる場合は、企画委員会による審査を省略し、理事会に寄付の承認を諮ることができる。

【 受け入れの制限 】

第 4 条 次の各号に該当する場合は、寄付金等を受け入れることができない。

- I. 寄付金等により取得した財産を無償で譲渡する場合。
- II. 寄付金等の用途について、寄付者が会計検査を行う場合。
- III. 寄付金等の申し込み後、寄付者がその意志により寄付金の全部又は一部を取り消すことができる場合。
- IV. 寄付金等を受け入れることにより、協議会の業務又は財政に特段の負担又は支障があると認められる場合。

【 寄付金の用途 】

第 5 条 寄付金等は第 6 条の場合を除き、次の取り組みを支援するために活用する。

- I. 協議会の運営
- II. 総会で承認された活動計画
- III. その他サンゴ礁の保全に関すること

【 用途の指定 】

第 6 条 寄付者は自らの寄付金等の用途を協議会の趣旨の範囲内においてあらかじめ指定できる。

- 2 協議会は、寄付者の意思を尊重し、寄付金等を指定された用途に供するよう努めなくてはならない。
- 3 やむを得ず指定された用途に供することができないことが明らかになったとき又は 3 年以上供することができなかつたときは、寄付者の同意を得て前条各号の用に供するものとする。ただし、相当の努力にも拘わらず、寄付者に連絡が取れない場合は、理事会への報告を経て、寄付者の同意があったものとみなす。

【 管理 】

第 7 条 運営委員会は寄付金等を、適正に管理・運用する。

- 2 寄付金等に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第 8 条 集められた寄付金等は、定期総会にて収支報告し、寄付者から求められた場合、別途寄付者に報告する。

- 2 企画委員会は、寄付の受け入れを承認したとき、その旨を協議会のホームページ、ブログ又はその他の告知媒体に掲載して報告するものとする。ただし、寄付者が希望しなかつたときはその限りではない。

附 則

この規約は、平成 21 年 6 月 14 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 12 月 18 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。

寄付金等細則の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○寄付金等細則</p> <p style="text-align: right;">平成21年6月14日</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成23年12月18日 令和6年3月29日</p> <p>寄付金等細則</p> <p>【 目的 】</p> <p>第1条 この細則は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第27条に基づく、寄付金等の運営に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>【 定義 】</p> <p>第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等をいう。</p> <p>【 寄付金等の受け入れ 】</p> <p>第3条 企画委員会は、寄付の申請を審査し、受け入れについて適当であると認めたものについて、理事会において承認を得る。</p> <p>2 寄付の申請について審査を行う必要がないと認められる場合は、企画委員会による審査を省略し、理事会に寄付の承認を諮ることができる。</p> <p>【 受け入れの制限 】</p> <p>第4条 次の各号に該当する場合は、寄付金等を受け入れることができない。</p> <p>I. 寄付金等により取得した財産を無償で譲渡する場合。</p> <p>II. 寄付金等の使途について、寄付者が会計検査を行う場合。</p> <p>III. 寄付金等の申し込み後、寄付者がその意志により寄付金の全部又は一部を取り消すことができる場合。</p> <p>IV. 寄付金等を受け入れることにより、協議会の業務又は財政に特段の負担又は支障があると認められる場合。</p> <p>【 寄付金の使途 】</p>	<p>○寄付金等細則</p> <p style="text-align: right;">平成21年6月14日</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: center;">平成23年12月18日</p> <p>寄付金等細則</p> <p>【 目的 】</p> <p>第1条 この細則は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第27条に基づく、寄付金等の運営に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>【 定義 】</p> <p>第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等をいう。</p> <p>【 寄付金等の受け入れ 】</p> <p>第3条 企画委員会は、寄付の申請を審査し、受け入れについて適当であると認めたものについて、理事会において承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p>【 受け入れの制限 】</p> <p>第4条 次の各号に該当する場合は、寄付金等を受け入れることができない。</p> <p>I. 寄付金等により取得した財産を無償で譲渡する場合。</p> <p>II. 寄付金等の使途について、寄付者が会計検査を行う場合。</p> <p>III. 寄付金等の申し込み後、寄付者がその意志により寄付金の全部又は一部を取り消すことができる場合。</p> <p>IV. 寄付金等を受け入れることにより、協議会の業務又は財政に特段の負担又は支障があると認められる場合。</p> <p>【 寄付金の使途 】</p>

改正後	改正前
<p>第5条 寄付金等は第6条の場合を除き、次の取り組みを支援するために活用する。</p> <p>I. 協議会の運営 II. 総会で承認された活動計画 III. その他サンゴ礁の保全に関すること</p> <p>【 使途の指定 】</p> <p>第6条 寄付者は自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨の範囲内においてあらかじめ指定できる。</p> <p>2 協議会は、寄付者の意思を尊重し、寄付金等を指定された使途に供するよう努めなくてはならない。</p> <p>3 やむを得ず指定された使途に供することができないことが明らかになったとき又は3年以上供することができなかつたときは、寄付者の同意を得て前条各号の用に供するものとする。ただし、相当の努力にも拘わらず、寄付者に連絡が取れない場合は、理事会への報告を経て、寄付者の同意があったものとみなす。</p> <p>【 管理 】</p> <p>第7条 運営委員会は寄付金等を、適正に管理・運用する。</p> <p>2 寄付金等に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>第8条 集められた寄付金等は、定期総会にて収支報告し、寄付者から求められた場合、別途寄付者に報告する。</p> <p>2 企画委員会は、寄付の受け入れを承認したとき、その旨を協議会のホームページ、ブログ又はその他の告知媒体に掲載して報告するものとする。ただし、寄付者が希望しなかつたときはその限りではない。</p> <p>附 則 この規約は、平成21年6月14日から施行する。 この規約は、平成23年12月18日から施行する。</p>	<p>第5条 寄付金等は第6条の場合を除き、次の取り組みを支援するために活用する。</p> <p>I. 協議会の運営 II. 総会で承認された活動計画 III. その他サンゴ礁の保全に関すること</p> <p>【 使途の指定 】</p> <p>第6条 寄付者は自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨の範囲内においてあらかじめ指定できる。</p> <p>2 協議会は、寄付者の意思を尊重し、寄付金等を指定された使途に供するよう努めなくてはならない。</p> <p>3 やむを得ず指定された使途に供することができないことが明らかになったとき又は3年以上供することができなかつたときは、寄付者の同意を得て前条各号の用に供するものとする。ただし、相当の努力にも拘わらず、寄付者に連絡が取れない場合は、理事会への報告を経て、寄付者の同意があったものとみなす。</p> <p>【 管理 】</p> <p>第7条 運営委員会は寄付金等を、適正に管理・運用する。</p> <p>2 寄付金等に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>第8条 集められた寄付金等は、定期総会にて収支報告し、寄付者から求められた場合、別途寄付者に報告する。</p> <p>2 企画委員会は、寄付の受け入れを承認したとき、その旨を協議会のホームページ、ブログ又はその他の告知媒体に掲載して報告するものとする。ただし、寄付者が希望しなかつたときはその限りではない。</p> <p>附 則 この規約は、平成21年6月14日から施行する。 この規約は、平成23年12月18日から施行する。</p>

改正後	改正前
この規約は、令和6年3月29日から施行する。	

(案)

令和 6 年 4 月 8 日

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
選挙管理委員会 委員長 案納 昭則

役員選挙公示

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第 12 条および沖縄県サンゴ礁保全推進協議会選挙細則に基づき、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の役員選挙を次のとおり実施する。

記

1. 選挙すべき役員名と定数

- 1) 会長 1 名
- 2) 理事 18 名以内

2. 立候補および候補者推薦の受付期間

- 1) 公示日より **令和 6 年 4 月 22 日 (月)** (必着)
- 2) 立候補受付期間以後の届出は一切受け付けません。また、所定の様式を満たしていない場合の届出は無効とします。

3. 立候補届および候補者推薦届の様式

- 1) 立候補者本人による立候補の場合は、「様式第 1 号」に基づき作成してください。
- 2) 候補者推薦の場合は、「様式第 2 号」に基づき作成し、被推薦者の承諾書「様式第 3 号」を添付してください。

4. 投票受付期間

令和 6 年 4 月 26 日 (金) ~ 5 月 15 日 (水) (必着)

5. 立候補届および候補者推薦届の提出先

- 1) 立候補届または候補者推薦届は、「協議会役員選挙立候補等届在中」と朱書の上、下記に郵送、もしくは、件名に「協議会役員選挙立候補等届」を記載し必要書類を添付の上、下記メールアドレスに送付してください。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県 環境部 自然保護課 自然保護班

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会事務局 宛

E-mail : coralreef@okikanka.or.jp

- 2) なお、立候補届または候補者推薦届受領後は、本人に「届出受領書」を交付します。「届出受領書」が届かない場合は、事務局まで申し出て下さい。

(備考1) 立候補届等の様式は、協議会 web サイトよりダウンロードをお願いします。また会員名簿は、協議会 web サイトよりダウンロードが可能です。会員名簿のパスワードは、協議会メンバーリストでお知らせいたします。

(<https://coralreefconservation.web.fc2.com/>)

(備考2) 後日、投票用紙及び会員名簿を登録している住所へ送付いたします。登録している住所等に変更のある会員は、事務局までメールにて連絡をお願いします。

(coralreef@okikanka.or.jp)

(備考3) 選挙権および被選挙権は会員に限定されています。

(備考4) 選挙に関する問い合わせは、事務局までメールでお願いいたします。

(coralreef@okikanka.or.jp)

役員選挙に関するメモ

=====選挙に関する規約=====

第4章 役員等

【 役員 】

第11条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

理事 20名以内

監査役 2名

【 役員を選任 】

第12条 役員は、以下の方法で選出する。

会長は会員の中から互選により選出する。

副会長は会員の中から会長が指名する。

理事18名および監査役は会員の中から互選により選出する。

会長が特に必要と認めるときは、会員の中から2名以内の理事を指名することができる。

監査役は、理事会構成員以外の会員の中から会長が指名する。

【 役員の任期 】

第13条 役員の任期は2年を基本とする。但し、平成20年6月28日に選出される役員の任期については、次回の総会までとする。また、再任を妨げない。

補欠又は増員により就任した役員の任期は、他の役員の残存期間とする。

役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは職務を遂行する。

【 役員の職務 】

第14条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

監査役は、協議会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

【 総会の議決事項 】

第16条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

規約の制定または変更

事業報告及び収支決算

事業計画及び収支予算

役員の選任

除名

解散

その他理事会において必要と認めた事項

=====選挙に関する様式=====

- ・ 告示の様式
- ・ 会員リストの様式
- ・ 立候補届け様式 1 (自薦)
- ・ 立候補届け様式 2 (他薦)
- ・ 投票用紙様式
- ・ 立候補者名簿
- ・ 立会人様式
- ・ 立候補届出受領書
- ・ 選挙録

- ・ 選挙細則
-
-

=====選挙の流れ=====

・ 公示

選挙を行うことを会員へ知らせ、立候補や推薦を募る
公示と「様式1～3号」の送付

参考：H26 公示日：平成26年4月28日

H28 公示日：平成28年4月22日

H30 公示日：平成30年4月26日

R2 公示日：令和2年5月18日

R6 公示日：令和6年4月8日予定

・ 立候補等の受付（2週間程度）

「立候補届」、「推薦届」の受領と受領簿の返信

H26 受付期間：公示日より平成26年5月13日まで

H28 受付期間：公示日より平成28年5月12日まで

H30 受付期間：公示日より平成30年5月11日まで

R2 受付期間：公示日より令和2年5月29日まで

R6 受付期間：公示日より令和6年4月22日予定

・ 投票（2週間程度）

「投票について」、

「投票用紙」（協議会印鑑必要）、

「立候補者等リスト」、

「会員名簿」、

「返信用封筒」の送付

H26 投票期間：平成26年5月16日～6月1日まで

H28 投票期間：平成28年5月19日～6月2日まで

H30 投票期間：平成30年5月18日～6月1日まで

R2 投票期間：令和2年6月5日～6月18日まで

R6 投票期間：令和6年4月26日～5月15日予定

・ 開票（1日）

選挙管理委員会メンバーで開票、立会人必要

選挙録の作成

選挙録は立会人のサインが必要

H26 開票日：平成26年6月10日

H28 開票日：平成28年6月13日

H30 開票日：平成 30 年 6 月 7 日

R2 開票日：令和 2 年 6 月 22 日

R6 開票日：令和 6 年 6 月下旬予定

- ・会長による以下の役職の指名

会長

理事 2 名以内（会長が必要と認めた時）

監査 2 名

事務局長

- ・総会での承認

H26 総会：平成 26 年 7 月 6 日

H28 総会：平成 28 年 7 月 2 日

H30 総会：平成 30 年 7 月 8 日

R2 総会：令和 2 年 7 月（書面開催）

R6 総会：令和 6 年 6 月下旬予定

=====

選挙管理委員会について

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会選挙細則において、以下のとおり規定されている。

第 3 条 選挙に関する事務は選挙管理委員会が管理する。

2 選挙管理委員会は 5 名以内の選挙管理委員で構成し、理事会によって会員の中から選出する。

・選挙管理委員会について、令和 4 年度役員改選後の理事会において、委員長が決められている。

選挙管理委員長 安納 昭則

その他の選挙管理委員について、以下のとおりとしたい。

沖縄県自然保護課（金城、宮平）

山川 英治（運営委員）

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会選挙細則

第1条 本細則は沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第11条、12条、13条、14条に基づき、役員
の選出に関する手続を定める。

第2条 本細則の役員とは、規約第11条に定める役職に就く者をいう。

第3条 選挙に関する事務は選挙管理委員会が管理する。

2 選挙管理委員会は5名以内の選挙管理委員で構成し、理事会によって会員の中から選出
する。

第4条 選挙管理委員は次の事業を行う。

選挙の公示。

立候補者の受付と発表。

投票および開票に関する事務。

当選の確認と発表。

その他選挙管理に必要な事項。

第5条 役員は、規約第12条に定めるところにより、会員の中から選出される。

第6条 会員は役員選挙に際し、立候補者となることができる。団体として会員となっている場
合は、団体を立候補者と見なし、その組織の代表者もしくは担当者のいずれか1名が立
候補者となることができる。立候補者は自薦・他薦を問わない。自薦の場合は立候補者
名を、また他薦の場合は推薦候補者名と推薦者名を、候補者の承諾書とともに選挙管理
委員会に所定の期間内に届け出なければならない。選挙管理委員会は立候補者名を明示
した投票用紙を作成する。

第7条 立候補者以外の会員も被選挙権をもつ。団体として会員となっている場合は、その組織の
代表者もしくは担当者のいずれか1名が被選挙権を持つ。

第8条 役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投票期間開始日の22日前に在籍する会員に
よって選出する。ただし、当該選挙資格が、投票期間の最終日において、会員の資格を
喪失した場合は、この者の投票を無効とする。

第9条 会長の選出は次の方法による。

会長の選挙は、会員の単記無記名投票によって行う。

会長の当選者は、最多得票の者とする。

最多得票の者が複数の時は抽選による。

第 10 条 副会長の選出は次の方法による。

副会長は会員の中から会長が指名する。

第 11 条 理事の選出は次の方法による。

理事 18 名の選挙は、会員の連記無記名投票によって行う。

理事の定数は規約第 11 条に基づき会員数に応じて、理事会において決定される。

理事の当選者は、得票数の多い順にその定数だけ決定する。

同じ得票の当選該当者が複数の場合は、抽選による。

会長が特に必要と認めたときは、会員の中から 2 名以内の理事を指名することができる。

第 12 条 監査役の選出は次の方法による。

監査役は、理事会構成員以外の会員の中から会長が指名する。

第 13 条 複数の役員に選出された場合には、会長、副会長、監査役、理事の順で優先される。

第 14 条 第 13 条の場合、もしくは役員選挙に当選したものが役員を辞退した場合には、次点の者を繰り上げ当選とする。

第 15 条 役員に欠員が生じた場合は、次点の者を順次繰り上げ当選者とし、その任期は前任者の残任期間とする。

2 役員に欠員とは、退会、死亡および本人から会長宛辞任申し出があり、総会で承認された場合をいう。

第 16 条 開票は投票期間終了後速やかに行われ、選挙結果は速やかに当選者に通知される。

2 選挙結果は総会で報告され、承認を得る。

第 17 条 役員を選出に当たって、規約および本細則に定めのない事項については、選挙管理委員会の権限に属するものとする。

附則

本細則は 2008 年 10 月 30 日から施行する。

本細則は 2012 年 4 月 19 日から施行する。

本細則は 2014 年 4 月 23 日から施行する。